

野田市地域防災計画

平成 26 年 7 月修正

野田市防災会議

震 災 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	震-1
第1 計画の目的	震-1
第2 計画の基本方針	震-1
第3 計画の修正	震-2
第4 他計画との関係	震-2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-3
第1 野田市	震-3
第2 千葉県	震-3
第3 指定地方行政機関	震-4
第4 自衛隊	震-7
第5 指定公共機関	震-7
第6 指定地方公共機関	震-8
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	震-9
第8 市民等及び事業所等	震-10
第3節 災害環境	震-12
第1 位置	震-12
第2 自然環境	震-12
第3 社会環境	震-12
第4 既往災害	震-13
第4節 想定地震と被害想定	震-15
第1 想定地震	震-15
第2 被害想定	震-15
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の整備	震-19
第1 地域防災力の向上	震-19
第2 情報連絡体制の整備	震-22
第2節 防災知識の普及啓発	震-23
第1 防災広報・防災教育の充実	震-23
第2 防災訓練の推進	震-24
第3 調査・研究	震-26
第3節 地盤災害予防対策	震-27
第1 土砂災害の防止	震-27
第2 液状化対策	震-28
第3 地籍調査の推進	震-28
第4節 火災の防止	震-29
第1 出火防止	震-29
第2 初期消火	震-30
第3 火災の拡大防止	震-31
第5節 地震に強いまちづくり	震-32
第1 市街地の不燃化・耐震化	震-32
第2 道路・橋梁等の安全化	震-33

第3節 公共施設の整備	震-34
第4節 ライフライン施設の耐震化	震-34
第6節 防災施設の整備	震-37
第1節 指定緊急避難場所の整備	震-37
第2節 避難路の整備	震-38
第3節 ヘリコプター臨時離発着場の整備	震-38
第7節 応急対策の環境整備	震-39
第1節 備蓄・物流対策	震-39
第2節 救急・救護・保健衛生体制の整備	震-40
第3節 給水体制の整備	震-41
第4節 緊急輸送体制の整備	震-41
第5節 ボランティア受入れのための環境整備	震-41
第6節 広域応援体制の整備	震-42
第8節 避難行動要支援者の安全確保対策	震-43
第1節 避難行動要支援者対策の方針	震-43
第2節 避難行動要支援者への対策	震-44
第3節 社会福祉施設等における防災対策	震-47
第4節 外国人への対策	震-47
第9節 帰宅困難者対策	震-48
第1節 一斉帰宅の抑制	震-48
第2節 帰宅困難者の安全確保	震-48
第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	震-49
第1節 市の防災体制の確立	震-49
第2節 災害対策本部設置前の体制	震-50
第3節 災害対策本部の体制	震-50
第4節 災害対策本部解散後の体制	震-52
第2節 情報の収集・伝達	震-60
第1節 情報連絡体制の確立	震-60
第2節 地震情報等の収集・伝達	震-61
第3節 被害情報の収集・報告	震-62
第3節 災害広報	震-67
第1節 災害時の広報	震-67
第2節 広聴活動	震-68
第3節 報道機関への対応	震-68
第4節 災害派遣・応援要請	震-69
第1節 自衛隊の災害派遣	震-69
第2節 県・市町村等への要請	震-71
第3節 消防の広域応援要請	震-73
第4節 上水道・下水道事業体の相互応援	震-73
第5節 応援の受入れ体制	震-74
第6節 広域避難の受入れ	震-74
第5節 消防・救助救急・危険物等対策	震-75

第1 消防活動	震-75
第2 救助救急活動	震-77
第3 危険物等の対策	震-78
第4 水防活動	震-79
第6節 医療救護・防疫活動	震-80
第1 応急医療救護	震-80
第2 保健衛生活動	震-81
第3 防疫活動	震-82
第7節 避難対策	震-83
第1 避難活動	震-83
第2 支部連絡所の開設及び役割	震-86
第3 指定避難所の開設及び運営	震-87
第4 広域一時滞在の要請	震-88
第8節 生活救援	震-89
第1 飲料水の供給	震-89
第2 食料の供給	震-90
第3 生活必需品の供給	震-91
第4 物資の受入れ・管理	震-91
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	震-92
第1 行方不明者の捜索	震-92
第2 遺体の処理	震-92
第3 遺体の埋葬	震-93
第10節 交通・緊急輸送	震-94
第1 交通規制	震-94
第2 緊急輸送	震-95
第3 緊急通行車両等の確認	震-96
第11節 災害警備・防犯	震-97
第1 災害警備	震-97
第2 防犯	震-98
第12節 ライフライン施設等の応急対策	震-99
第1 ライフライン施設	震-99
第2 交通施設	震-100
第3 公共施設	震-101
第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策	震-102
第1 災害発生時の対応	震-102
第2 応急教育	震-103
第3 応急保育	震-104
第4 社会教育施設の対策	震-104
第5 文化財の確認	震-104
第14節 避難行動要支援者対策	震-105
第1 避難行動要支援者の避難支援	震-105
第2 避難行動要支援者への対応	震-105
第3 社会福祉施設入所者等への支援	震-106

第15節 ボランティアへの対応	震-107
第1 ボランティアの受入れ体制	震-107
第2 ボランティア活動支援	震-108
第16節 帰宅困難者対策	震-109
第1 施設管理者等の対応	震-109
第2 市の対応	震-109
第17節 清掃・廃棄物・環境対策	震-110
第1 障害物の除去	震-110
第2 清掃・廃棄物処理	震-111
第3 環境汚染の防止	震-112
第4 動物対策	震-112
第18節 建物対策	震-113
第1 被災建築物の応急危険度判定	震-113
第2 被災宅地の危険度判定	震-113
第3 住家の被災調査・り災証明の発行	震-114
第4 住宅の応急修理	震-114
第5 応急仮設住宅の供給	震-115
第19節 災害救助法の適用	震-117
第1 災害救助法の適用基準	震-117
第2 災害救助法の適用手続	震-118
第3 災害救助法による救助の実施機関	震-119
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 市民生活の安定	震-121
第1 被災者の生活確保	震-121
第2 地域経済への支援	震-124
第2節 生活関連施設の復旧計画	震-125
第1 災害復旧事業	震-125
第2 国の財政援助等	震-125
第3節 災害復興計画	震-127

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨	震-129
第2節 基本方針	震-130
第1 計画の内容	震-130
第2 計画の範囲	震-130
第3 前提条件	震-130
第4 計画の実施	震-130
第5 計画の位置付け	震-130
第6 業務の大綱	震-131
第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置	震-131

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達	震-133
第1 東海地震注意情報の伝達	震-133
第2 伝達事項	震-134
第2節 活動体制の準備	震-135
第1 市の活動体制	震-135
第2 防災関係機関の活動体制	震-135
第3節 広報活動	震-136
第4節 混乱の防止	震-137

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制	震-139
第1 市の活動体制	震-139
第2 防災関係機関の活動体制	震-139
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震-141
第1 警戒宣言の伝達	震-141
第2 警戒宣言時の広報	震-142
第3節 警備対策	震-143
第1 基本的な活動	震-143
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	震-143
第4節 水防・消防対策	震-144
第1 消防対策	震-144
第2 水防対策	震-144
第5節 公共輸送・交通対策	震-145
第1 公共輸送機関の措置	震-145
第2 警察のとり交通対策	震-145
第3 道路管理者の対策	震-146
第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策	震-147
第1 上水道対策	震-147
第2 下水道対策	震-148
第3 電気対策	震-148
第4 ガス対策	震-149
第5 通信対策	震-150

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策	震-152
第1 学校等対策	震-152
第2 病院対策	震-152
第3 社会福祉施設対策	震-152
第8節 避難対策	震-154
第1 警戒宣言時の措置	震-154
第2 事前の措置	震-154
第9節 救護救援・防疫・保健活動対策	震-155
第1 救護救援対策	震-155
第2 防疫対策	震-155
第3 保健活動対策	震-155
第10節 その他の対策	震-156
第1 食料、医薬品の確保	震-156
第2 緊急輸送の実施準備	震-156
第3 市営施設対策	震-156
第4 その他	震-156
第4章 市民等のとるべき措置	
第1節 市民等のとるべき措置	震-157
第2節 自治会・自主防災組織のとるべき措置	震-159
第3節 事業所のとるべき措置	震-160

第 1 章 総 則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、野田市防災会議が作成する計画であり、市域に係る地震災害に関し、市、防災関係機関、事業者、市民等が協力し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、防災関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、次の事項の定めをもって、防災に万全を期するものである。

- 1 市の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の予防に関する計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 計画の基本方針

災害時における市民の生命、身体及び財産を守るための「災害に強いまちづくり」は野田市の課題である。

そのため、災害に強い都市づくりを最も重要な課題として取り組み、安心して暮せるまちづくりの実現を推進する。

1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮せる都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。

とりわけ市街化区域においては、人口及び産業の集中による建物の密集化、用途の混在化等の都市環境の悪化など、多くの防災上の課題を抱えている。

そのため、道路・公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、指定緊急避難場所・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化を促進し、都市の防災構造化を推進する。

2 避難行動要支援者や女性への配慮

高齢者、幼児、障がい者、日本語を理解しない外国人等、避難行動要支援者の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかでは、事前の準備なしに迅速かつ的確な支援を行うことは困難であるため、避難行動要支援者の安全確保について、事前に環境整備を進める必要がある。その対策として、避難行動要支援者の名簿作成、地域による要援護者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等に留意する。

一方、近年の災害では、避難生活において女性の必需品の確保や配布方法、男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が問題となった。そのため、地域の自主防災活動への女性の参画を促し、女性の意見を取り入れること、女性の必需品の確保、指定避難所において更衣室や男女別トイレの設置等に留意した対策とする。

3 防災拠点施設の整備及び強化

野田市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自、各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）し、そして本部の適切な指揮のもと連携（「集中防御」）する能力が要求される。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設を整備し強化しておかなければならない。

4 災害時行動力の向上その他ソフト面の充実

災害時の備えを可能な限り尽くし、なお不測の事態に際しては、災害を最小限度にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時における行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

5 大規模災害の教訓の反映

大規模な災害が発生した際は、行政機能が低下し、救援物資の到着やライフライン復旧の遅れなどにより、避難生活が長期に及ぶことがある。そのため、東日本大震災等、過去の大規模災害の教訓に基づき、野田市における最大クラスの地震を想定した体制とする。特に、公助だけでは限界があることから、自助・共助・公助の連携を強化した対策を行わなければならない。

第3 計画の修正

- 1 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。また、修正したときは要旨を公表しなければならない。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

- 2 本計画に基づく諸活動を行うにあたって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

第4 他計画との関係

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民等、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること

- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事

2. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
 - 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事
- (2) 融資関係
 - ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
 - イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- (3) 国有財産関係
 - ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関する事
 - イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関する事
 - ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関する事
 - エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売却又は貸付けに関する事
 - オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に関する事
 - カ 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- (4) 民間金融機関等に対する指示及び要請関係
 - ア 災害関係の融資に関する事
 - イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - ウ 手形交換、休日営業等に関する事
 - エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - オ 営業停止等における対応に関する事

3. 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

4. 関東農政局

- (1) 災害予防
 - ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること
 - イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること
- (2) 応急対策
 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
 - イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
 - エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
 - オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること
- (3) 復旧対策
 - ア 災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること
 - イ 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること
- (4) その他
 - ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）

5. 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6. 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7. 関東東北産業保安監督部

- 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること

8. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

9. 東京管区気象台

- (1) 気象、水象に伴う災害に関する気象資料の提供に関する事
- (2) 異常気象時における予報及び警報等の発令・通報に関する事
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

10. 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- イ 通信施設等の整備に関する事
- ウ 公共施設等の整備に関する事
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
- オ 官庁施設の災害予防措置に関する事
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
- キ 豪雪害の予防に関する事

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- エ 災害時における復旧資材の確保に関する事
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

11. 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事

12. 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

2. 海上自衛隊下総教育航空群

- 1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・コム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- (3) 義援金の募集及び配分に関すること

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 日本通運株式会社

- 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

5. 東京電力株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関すること

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人野田市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人野田市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

4. 野田市薬剤師会

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 薬剤師との連絡調整に関すること

5. 公益社団法人千葉県接骨師会野田・流山支部野田地区

- (1) 柔道整復医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報、連絡に関すること

8. 野田市赤十字奉仕団

- (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

9. 千葉県北部建設協同組合・県北建設業協同組合

- (1) 災害時における応急活動の協力に関すること
- (2) 道路の復旧に関すること
- (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること

10. 野田市建築業組合

- (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関すること
- (2) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること

1 1. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食料及び物資の供給に関すること
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関すること

1 2. 東葛北部、五駄、南部、江川、福田、木野崎の各土地改良区

農地、農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること

1 3. 千葉県エルピーガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関すること

1 4. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関すること
- (2) 防護施設の整備に関すること
- (3) 災害時における防災活動に関すること

1 5. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

第8 市民等及び事業所等

1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。
 - ア 地震情報発表時のとるべき行動の確認
 - イ 住宅の耐震診断・改修等
 - ウ 食料・飲料水等の備蓄（3日分以上）
 - エ 非常持出品の準備
 - オ 家具・大型家電の転倒防止
 - カ ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
 - キ 家族との緊急連絡方法の確認
 - ク 発災時に一時的に避難できる場所及び避難経路の確認
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

2. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関すること
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (5) 県、市が行なう被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること
- (4) 従業員3日分の食料及び飲料水等の備蓄を行うこと

4. ボランティア団体

平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 災害環境

第1 位置

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置する。

第2 自然環境

1. 地形

本市は南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

2. 地質

本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、平成25年4月1日現在、156,725人、63,322世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.54km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

＜土地利用の状況＞

	面積 (m ²)	割合 (%)
田	13,403,745	12.9
畑	18,483,787	17.9
宅地	23,407,746	22.6
池沼	301,183	0.3
山林	5,884,862	5.7
原野	127,731	0.1
雑用地	11,563,960	11.2
その他	30,366,986	29.3

第4 既往災害

1. 地震の履歴

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、関東地震(1923 年)、東北地方太平洋沖地震(2011 年)などが挙げられる。

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6,534 人、家屋全壊 9,610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8.4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7.9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1,342 人、負傷者 3,426 人、家屋全壊 31,186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

（千葉県地域防災計画を編集）

2. 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者16,278人、行方不明者2,994人、負傷者6,179人、住家被害は、全壊129,198棟、半壊254,238棟、一部破損715,192棟、千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、住家全壊798棟、半壊9,924棟などの被害が発生した（平成24年3月31日現在）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度5強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者1人、軽傷者5人
火災	1件
住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟
道路の亀裂、陥没等	96箇所
利根川・江戸川等の堤防の 法面の崩れ等	24箇所
ブロック塀等の損壊	30箇所

第4節 想定地震と被害想定

第1 想定地震

震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査（平成 25 年 3 月）から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震とする。想定地震の条件は、次のとおりである。

〈想定地震の条件〉			
震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約 5 km ～9.5 km	7.0	冬季 18 時 風速 15m/s

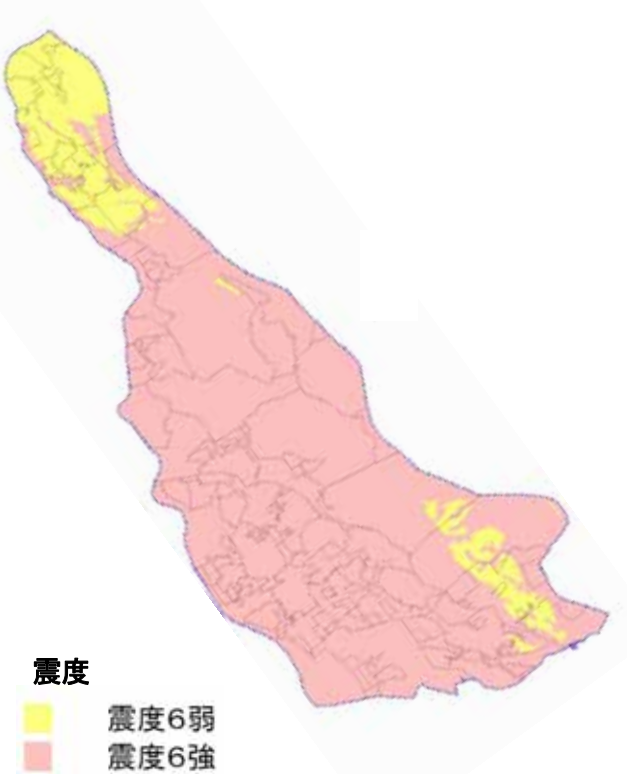
第2 被害想定

1. 震度・液状化予測

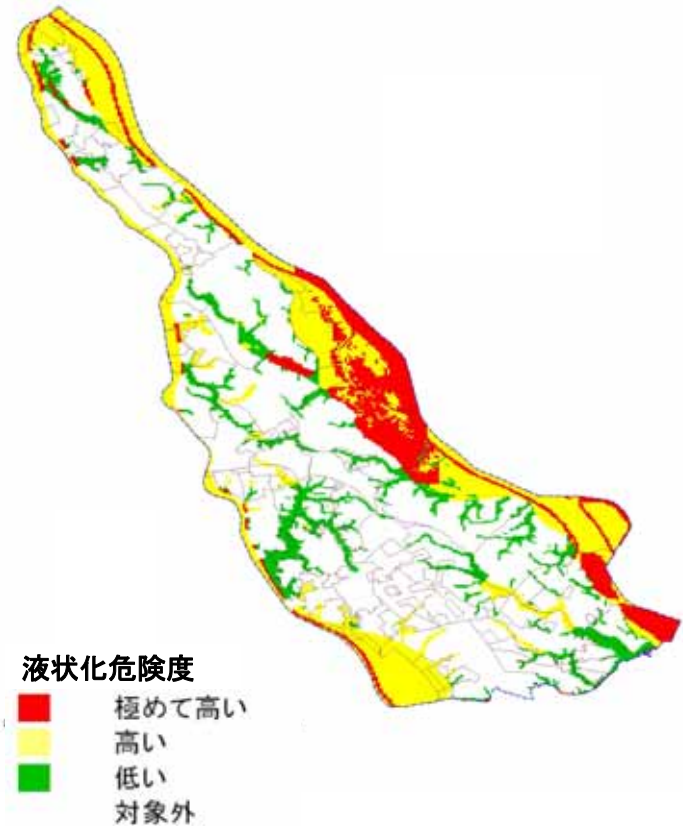
震度は、ほぼ全域で震度 6 強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度 6 弱が予測された。

液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測された。

〈震度予測図〉



〈液状化危険度予測図〉



2. 被害の予測

(1) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりである。

〈建物被害予測結果〉

原因		全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ	木造建物	5,517	8,494
	非木造建物	259	754
液状化	木造建物	49	99
	非木造建物	18	35
揺れ液状化被害合計		5,843	9,382
焼失家屋		4,208	

(2) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、屋外落下物による人的被害は、次のとおりである。

〈人的被害予測結果〉

	死者（人）	重傷者（人）	負傷者（人）
建物被害	169	224	1,553
地震火災	45	15	55
屋内収容物	－	21	78
ブロック塀転倒	8	55	141
屋外落下物	0	0	0

※屋内収容物の死者数の予測は行っていない。

(3) ライフライン被害

上水道、下水道、電力、ガスの機能支障は、次のとおりである。

〈ライフライン被害予測結果〉

上水道	総被害件数 1,312 件、被害率 1.4 件/km 断水率 直後 97.5% 2 日後 83.0%
下水道	被害総延長 9.39km 被害率 2 % 影響世帯数 498 世帯
電力	電柱 268 本に被害、停電 9,115 軒 延焼による被害は考慮していない。 なお、延焼エリアでは、全域が停電する。
都市ガス	市全域で供給停止
L P ガス	漏洩、転倒が発生する。

(4) その他

ア 指定避難所避難者数

- ・建物被害による避難を要する者 . . . 33,342 人①

※建物の全壊や焼失が想定される人口の全てと、半壊が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定。

- ・建物被害による指定避難所避難者 . . . 21,673 人②

※①のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・断水による避難を要する者 . . . 24,294 人③

※断水が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定（市内の災害時の井戸の活用も考慮）

- ・断水による指定避難所避難者数 . . . 15,791 人④

※③のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・合計指定避難所避難者数（②+④） . . . 37,464 人

※指定避難所収容可能人数 . . . 64,332 人

イ 帰宅困難者 . . . 10,099 人

※国勢調査結果「従業・通学者数」より、市内の滞留人口に帰宅困難率を乗じて想定。

自宅までの距離	帰宅困難率
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難率＝0％）
10km～20km	帰宅困難率は1km遠くなるごとに10％増加
20km以上	全員帰宅困難（帰宅困難率＝100％）

ウ 自力脱出困難者 . . . 847 人

※建物の倒壊により内部に閉じ込められる人を推定。

第 2 章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

項 目	担 当	関係機関
第1 地域防災力の向上		
第2 情報連絡体制の整備	民生経済部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

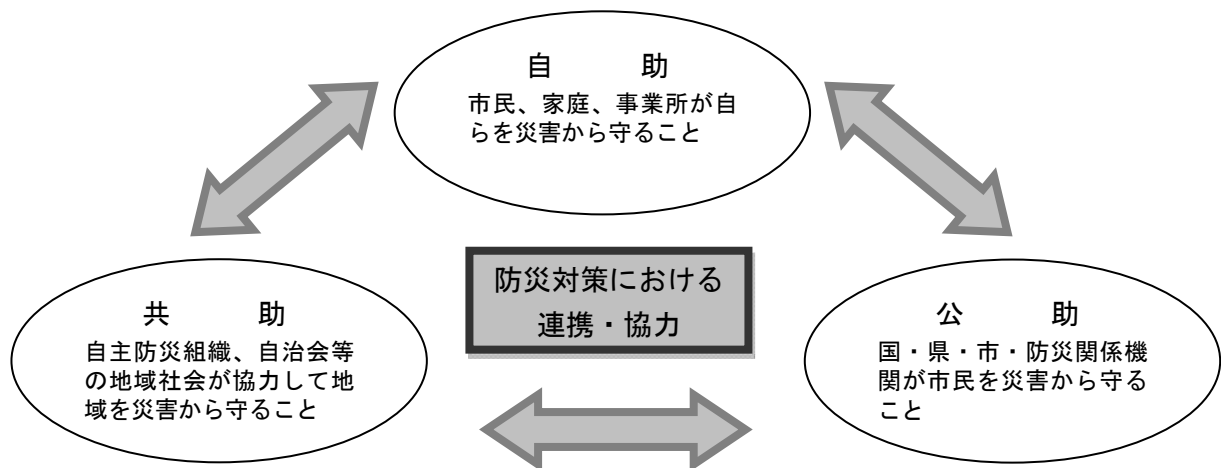
第1 地域防災力の向上

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが求められる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、野田市全体で地域防災力を向上させるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠である。

地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。



1. 市民の役割（自助）

市民は、自らの生命は自らが守るという意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

〈市民の活動〉

平常時	ア 防災知識の修得（防災ハンドブック、地震ハザードマップ等の活用） イ 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 ウ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分以上） エ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） オ 災害時の指定緊急避難場所や一時（いつとき）避難場所※及び避難経路の確認 カ 災害時の家庭内の連絡方法の確認 キ 各種防災訓練への参加 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練） ※一時（いつとき）避難場所とは、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合など、まず身の安全を確保するために、一時的に集合する近くの公園や空き地のことである。その場所で家族や地域住民の安否を確認した後、指定緊急避難場所まで避難をする。なお、自宅の安全が確認できる場合、無理に指定避難所へ避難する必要はない。
発災時	ア 正確な情報の把握 イ 出火防止、初期消火 ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の行動の補助、介助 エ 適切な避難の実施と指定避難所の運営 オ 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動との協力

2. 事業所の役割（自助）

(1) 防災・防火管理体制の強化

店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。

〈事業所の活動〉

平常時	ア 防災知識の広報・啓発（従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知） イ 建築物の耐震化の促進（倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策） ウ 防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練） エ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材） オ 自衛消防隊の結成（隊長及び初期消火班、避難誘導班、応急救護班等の編成） カ 帰宅困難時に備えた備蓄（飲料水、食料、生活必需品等） キ 地域の防災活動への参加、協力
発災時	ア 出火防止、初期消火 イ 従業員、利用者等の避難誘導 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 災害時における地域組織との連携（資機材の提供、人的支援） オ 帰宅困難者対策

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

3. 自主防災組織（共助）

(1) 自主防災組織の結成促進

民生経済部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

(2) 自主防災組織の活動支援

民生経済部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品、木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理）
発 災 時	キ	他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練）
	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、指定避難所の運営）
	オ	給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

4. 市の防災組織（公助）

(1) 野田市防災会議

民生経済部は、災害対策基本法第16条及び野田市防災会議条例に基づき防災会議を開催し、関係機関相互の情報共有を図り、地域防災計画の作成等の業務を実施する。

〈所掌事務〉

ア	地域防災計画の作成とその実施の推進
イ	水防計画その他水防に関し必要な事項についての調査及び審議
ウ	市長の諮問に応じた市域の防災に関する重要事項の審議
エ	上記に規定する重要事項に関しての市長への進言
オ	その他法律又は政令に基づく権限に属する事務

(2) 野田市災害対策本部

民生経済部は、災害発生時に設置する災害対策本部の組織について、災害教訓等を反映して機能や所掌事務について検討する。

また、職員に対し応急・復旧対策の実施について習熟を図る。

(3) 業務継続計画（震災編）の作成

総務部は、大規模地震等が発生した場合において、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、市役所の機能を維持し行政サービスを提供するため業務継続計画（震災編）の作成を検討する。

5. 地区防災力の向上（自助・共助）

地区における防災力の向上を図るため、市民自らによる「地区防災計画」の策定や災害時の行動のための訓練などの防災活動を推進する。

第2 情報連絡体制の整備

1. 無線通信施設の整備

民生経済部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用MC A無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

2. アマチュア無線等との連携

民生経済部は、民間無線従事者からの情報提供を得られるよう、アマチュア無線連絡協議会、タクシー無線取扱者等と協力体制を確立する。

3. 非常通信体制の整備強化

県、市及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、千葉県地区非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。

4. その他通信網の整備

民生経済部は、メール、ツイッター等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第2節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担 当	関係機関
第1 防災広報・防災教育の充実	民生経済部、学校教育部、企画財政部	
第2 防災訓練の推進	民生経済部、消防本部	野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県接骨師会野田地区、消防団
第3 調査・研究	民生経済部	

第1 防災広報・防災教育の充実

1. 市民等への防災知識の普及

民生経済部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページを活用し、防災知識の普及と啓発に努める。

また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 印刷物による普及

防災ハンドブック、パンフレット、ポスター、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する記事等を適時に掲載し、周知徹底を図る。

(2) 映画等による普及

防災に関する映画・ビデオテープやスライドを防災主管課が購入し、自治会等で実施する防災講演会等に貸し出しをし、又は個人にも貸し出し、啓発を図る。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」に防災に関する事業を実施し、市民に啓発を図る。

2. 学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成24年度）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

3. 過去の災害教訓の伝承

企画財政部は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し適切に保存するとともに、市民等に閲覧できるよう公開に努める。

〈防災広報の内容〉

ア 地域防災計画の概要	イ 各防災機関の震災対策
ウ 地震に関する一般知識	エ 出火の防止及び初期消火の心得
オ 室内外地下等における地震発生時の心得	カ 避難路、避難地
キ 避難方法、避難時の心得	ク 食料、救急用品等非常持出し品の準備
ケ 地震に関するドライバーの心得	コ 救助救護の方法
サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得	シ 学校施設等の防災対策
ス 地震発生時の緊急初動措置	セ ライフライン施設の耐震性
ソ 建物の耐震対策、家具の固定	タ 災害危険箇所
チ 自主防災活動の実施	ツ 防災訓練の実施
テ 地震に関する調査結果	ト 講演会、シンポジウム等の実施
ナ 発生した災害の情報及び市の対応	

第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域市民等による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練

民生経済部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年1回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 訓練の実施時期

防災の日（9月1日）に実施する。

(2) 訓練内容

毎年度、次の事項を基本として、最も効果的な方法により実施するものとする。

ア 現地災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 煙体験訓練
キ 救出・救護訓練	ク 火災防御訓練
ケ 物資輸送配給訓練	コ 給水、炊き出し訓練
サ 指定避難所開設訓練	シ 各種復旧訓練

(3) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県接骨師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、海上自衛隊、民間協力団体等

2. 各種防災訓練

市は随時次の訓練を実施する。

(1) 初期消火訓練

市民等による初期消火活動を円滑に行うため、消火器、消火バケツ等を使用した消火訓練を実施し、消火活動の知識の修得を図るものとする。

(2) 避難誘導訓練

市民が速やかに避難を行うために、機会をとらえ避難等について訓練を実施し、避難時の注意事項の周知と知識の修得を図るものとする。

(3) 救出・救護訓練

被災者保護のため、救急救助技術の習熟を図るとともに、これらを実施する上での注意事項等を含めた訓練を行い、知識及び技術の修得を図るものとする。

(4) 情報収集伝達訓練

震災時に情報連絡の有効な手段と考えられる無線機、自転車、バイク及び徒歩を考慮した訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

(5) 広報訓練

状況に応じた広報手段を考慮して訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

広報放送文はあらかじめ次の区分により用意するものとする。

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 揺れがほぼ収まった時に行うもの |
| イ | 地震後ある程度時間が経過してから行うもの |
| ウ | その他 |

(6) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合必要な人員を早期に確保するため、状況を考慮した非常招集訓練を実施するものとし、職員動員のための連絡、参集、参集所要時間等の確認を行う。

(7) 消防及び救助救急訓練

消防機関は、大震災並びに大規模な救急・救助事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び適確な災害防御活動に万全を期すため、防災関係機関並びに市民の協力を求め消防訓練を実施し、消火活動技術の習熟と防災及び救急知識の普及を図る。

ア 消防訓練

毎年「防災の日」又はその前後並びに火災予防運動期間等に大地震による同時火災を想定し、消防署及び消防団の合理的運用による訓練及び市民参加による初期消火訓練、避難訓練等を併せて実施する。

イ 救助救急訓練

震災その他多数の死傷者を伴う災害に際し、救急業務及びそれに付随する救助作業を迅速かつ的確に行うため救助救急技術の習熟を図る。

ウ 総合訓練

消防署及び消防団との活動体制の連携を図るため、訓練項目の全部又は一部を選択し、消防署と消防団の合同訓練を計画実施する。

第3 調査・研究

1. 防災関係機関との情報交換

民生経済部は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

民生経済部は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

3. 専門的調査・研究の実施

民生経済部は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて防災アセスメントを実施し、災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第3節 地盤災害予防対策

体 系	担 当	関係機関
第1 土砂災害の防止	民生経済部	東葛飾土木事務所
第2 液状化対策	民生経済部、都市部、土木部	
第3 地籍調査の推進	土木部	

第1 土砂災害の防止

1. 土砂災害危険区域の公表

民生経済部は、県の調査による土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により、市民等に周知徹底を図る。

2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

民生経済部は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行なう場合には、市と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、②指定避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

4. 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

第2 液状化対策

1. 液状化に関する知識の普及

民生経済部は、県の「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」、防災アセスメント調査の結果等を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、周知を図る。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

2. 被害の防止

(1) 建築物

市民等は、地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、建築物の基礎、杭等について建築基準法に定められた構造基準への適合を図る。

(2) 道路・橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等橋梁の破壊を防ぐ。

(3) 河川

河川管理者は、国土交通省で作成した各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、堤防、水門、樋管等の点検を行う。

第3 地籍調査の推進

土木部は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。

第4節 火災の防止

体 系	担 当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 火災の拡大防止	消防本部	

第1 出火防止

大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や救助が困難であるため、市民一人ひとりが「地震だ、まず火の始末」という行動が反射的にできるよう出火の防止、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の漏洩、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。

1. 火気使用設備器具の安全化

市民は、野田市火災予防条例第18条第2項で定める液体燃料を使用する器具について、地震等により自動的に消火又は燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用する。

2. ガス器具等の安全化

(1) プロパンガス

消防本部は、建物倒壊時の末端設備器具の安全化を図るため、ボンベの転倒防止策、地震発生時の元栓閉鎖等、漏洩による出火防止対策を防災訓練、講演会や広報媒体を通じ市民に普及浸透を図る。

(2) 都市ガス

ガス会社は、防災計画でガス受入の中止、送出バルブの閉鎖による供給停止及びガスの放散等を講じている。

なお、消防本部は、末端消費設備器具の安全化を図るために自動的に供給を遮断する装置を取り付けるよう提言している。

3. 危険物の安全化

消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく指導の強化を図るため、次の対策を進める。

(1) 危険物施設等の所有者、管理者に対する設備等への安全装置付設の指導

(2) 危険物施設等の所有者、管理者に対する応急措置・復旧を定めた計画作成の指導

- ア 施設の応急点検の実施
- イ 危険物の流出等の際の消防・警察等への通報
- ウ 付近の市民等への広報及び避難誘導
- エ 自衛消防組織等職員の活動体制
- オ 関係機関との連携体制等

(3) 査察指導の強化

野田市内の製造所等の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、地震時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。

4. 出火防止知識の普及

消防本部は、各家庭及び事業所における地震時の出火防止措置体制を強化するため指導体制や施策を整備し、市民の自主防災意識の高揚と出火時の行動力の向上を図る。

(1) 防火映画等による普及

防火映画及び防災スライド等を各種集会時等に上映し、視覚による防災知識の普及を図る。

(2) 印刷物による普及

防災に関する各種印刷物を学校、自治会、各種団体等を通し広く市民に配布するとともに市報等により普及啓発を行う。

5. 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

6. 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

7. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

消防本部は、同時多発が予想される火災に対応し、延焼拡大の阻止を図るため市民及び事業所の自主的な消火活動又は隣保共助等自主防災体制の強化を図るため、次の諸施策を推進する。

1. 消防用設備の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等の耐震性の強化と、出火時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

2. 消火器等の普及

(1) 消火器の配備

震災時における火災予防対策の一環として消火器を各世帯に設置するようPRに努め、初期消火活動体制の強化を図る。

(2) 事業所等における消火器具の普及

商店、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じ消火器具を設置するよう指導する。

3. 住宅用火災報知器等の普及促進

住宅用火災報知器の住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

4. 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い、地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、市民等に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第3 火災の拡大防止

1. 消防力の強化

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を震災時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（消防庁）にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

(2) 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。

また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

- | | |
|---|--------------------|
| ア | 消防団に関する市民意識の高揚 |
| イ | 処遇の改善 |
| ウ | 消防団の施設・装備の改善 |
| エ | 女性消防団員の積極的確保、能力活用等 |
| オ | 機能別消防団員の推進 |

(3) 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがある。そのため、消防本部は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等、消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

第5節 地震に強いまちづくり

体 系	担 当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、民生経済部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力株式会社、野田ガス株式会社、千葉県エルピーガス協会、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

第1 市街地の不燃化・耐震化

1. 建築物の不燃化の促進

都市部は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

都市部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化の指導を進め建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

また、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

3. 既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

(1) 住宅及び特定建築物の耐震化

- ア 地震ハザードマップを用いた啓発、知識の普及
- イ 相談体制の整備・情報提供の充実
- ウ パンフレットの配布、相談会の開催等
- エ リフォームに合わせた耐震改修の誘導策
- オ 自治会等との連携

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、平成 27 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修促進法による指導、助言等を行う。

4. 生活空間の危険性の除去

(1) ブロック塀等の安全対策

都市部は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月 千葉県）に基づき、次の対策を実施する。

ア 市民等に対するブロック塀等の転倒防止への注意の啓発

イ ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握

ウ 危険なブロック塀等の所有者への改善指導

エ 小学校・中学校の通学路に面したブロック塀等の点検パトロール

(2) 落下物・倒壊物対策

都市部は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成 2 年 11 月 千葉県）に基づき、窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐために、次の対策を講じる。

ア 市民に対する落下物防止の注意啓発

イ 落下の危険がある箇所の把握

ウ 落下の危険がある箇所の所有者への改善指導

(3) 家具・大型家電の転倒防止

民生経済部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

第2 道路・橋梁等の安全化

1. 道路

(1) 市の対策

土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路となる可能性のある路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 県の対策

区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。

(3) 国の対策

道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、地震に対する補強整備を行っている。

2. 橋梁

(1) 市の対策

土木部は、管理橋梁の長寿命化に努めるとともに、転落防止等の対応を行い、地震災害時

の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

(2) 県の対策

県は、老朽橋の架け替え及び補強等を推進するとともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

(3) 国の対策

(2)の県の対策と同様による。

3. 河川

河川管理者は、河川施設の耐震化を図る。

第3 公共施設の整備

各種防災活動の拠点となるべき市の施設は、補強の必要性の高いところについて、計画的な改修・補修工事を行い、耐震・耐火性能の維持・強化を図る。

1. 機能の確保

各部は、市庁舎等の防災上重要な公共施設の非常電源や無線機等の設備を整備する。

また、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険の排除に努める。

2. 小中学校の施設整備

生涯学習部は、市立小・中学校の施設整備において、児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点としての災害対応力を充実・強化する。

(1) 防災用MC A無線の活用

各校に配備された防災用MC A無線機の操作方法を周知しておく。

(2) 塀の生け垣化

敷地を囲むブロック塀・万年塀を解消するとともに、難燃性の植樹を実施する。

(3) 安全ガラス化及び窓ガラスの飛散防止

窓ガラスの割れと落下による被害を軽減するために、窓ガラス（強化ガラスを含む）に飛散防止フィルムを装着する。

(4) 耐震化

校舎の整備について、必要に応じて耐震化を図る。

第4 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1. 上水道施設

水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

(2) 浄水場・配水場施設

浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。
特に、下流側の配水管の破損による貯・留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、浄配水場に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

(3) 送配水管施設

経年管の取り替えを計画的に進める。

(4) 非常用の揚水施設の整備

震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場及び耐震性貯水槽の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。

(5) 図面等の整備

災害時における応急復旧、給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。
なお、図面は分散保管する。

2. 下水道施設

土木部は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にする
とともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分については、清掃、浚渫、補修及び
改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、応急復旧にあたっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を締結
する。

(1) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(2) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽
管の改良等を行う。

(3) 図面等の整備

災害時における応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。
なお、図面は分散保管する。

3. 電力施設

東京電力株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施
設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス受入設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強
いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置
の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

5. 液化石油ガス

エルピーガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全

器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

6. 通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

7. 鉄道

東武鉄道株式会社は、被害を最小限にするために、構造物耐震性・耐水性の強化、情報連絡設備の充実、復旧体制の整備を行う。

第6節 防災施設の整備

体 系	担 当	関係機関
第1 指定緊急避難場所の整備	民生経済部	
第2 避難路の整備	土木部、都市部	
第3 ヘリコプター臨時離発着場の整備	民生経済部	

第1 指定緊急避難場所の整備

1. 指定緊急避難場所の指定及び解除

現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。

民生経済部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

2. 指定避難所の整備

民生経済部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

- (1) 対象地域の市民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。
- (4) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (5) 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (6) 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (7) 指定避難所の効率的な管理のために、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に避難所運営マニュアルを策定する。

3. 指定避難所を補完する避難施設

民生経済部は、指定避難所だけでは被災者を収容できない場合に備え、市内のゴルフ場と協定を締結し、指定避難所を補完する避難施設としての活用を図る。

4. 指定緊急避難場所の周知

民生経済部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、市報、防災ハ

ンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

第2 避難路の整備

土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備も推進する。

第3 ヘリコプター臨時離発着場の整備

民生経済部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される指定避難所の臨時離発着場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

第7節 応急対策の環境整備

項 目	担 当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	民生経済部	
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、保健福祉部、民生経済部	野田市医師会、野田健康福祉センター、救急病院等医療機関
第3 給水体制の整備	水道部、民生経済部	
第4 緊急輸送体制の整備	民生経済部	
第5 ボランティア受入れのための環境整備	保健福祉部	
第6 広域応援体制の整備	民生経済部	

第1 備蓄・物流対策

1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

民生経済部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーをもつ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

2. 行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

民生経済部は、市役所、樺のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター、福田・東部・川間・関宿中部・関宿中央の各公民館、旧南部まめばんの施設に設置してある備蓄倉庫（11箇所）に、備蓄品等の整備を図る。

〈備蓄目標の設定〉

- ・地震発生後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。なお、大規模災害時の混乱時であることを考慮し1日2食とする。
- ・建物倒壊により自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者を対象とする。

○食料（一般） $93,670 \text{ 人} \times 81.8\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 96,543 \text{ 食}$

○食料（要援護者用：おかゆ、粉ミルク）

$93,670 \text{ 人} \times 18\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 21,244 \text{ 食}$

※ 93,670 人 = 3日間の延避難者数

81.8% = 3～69歳の人口比、18% = 左記以外の人口比

70% = 家庭等備蓄利用者を3割と想定することによる市の備蓄割合

90% = 県が1割備蓄することによる市の備蓄割合

○飲料水 $93,670 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 90\% = 118,024 \text{ 本}$

○毛布 $37,464 \text{ 人} \times 50\% \times 90\% = 16,858 \text{ 枚}$

※ 37,464 人＝最大避難者数

※ 50%＝家庭等備蓄利用者を5割と想定することによる市の備蓄割合

○トイレ $37,464 \text{ 人} \times 95.45\% \div 60 \text{ 基} \times 90\% = 536 \text{ 個}$

※ 95.45%＝おむつ利用者分除く

※ 60 基＝60 人に1基を想定

○生理用品 $93,670 \text{ 人} \times 17.41\% \times 50\% \div 4 \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 11,007 \text{ 枚}$

※ 17.41%＝全人口のうち12～51歳の女性の割合（27,358/157,183人）

○紙おむつ（乳幼児） $93,670 \text{ 人} \times 3.18\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 8,042 \text{ 枚}$

※ 3.18%＝0～3歳の割合（4,995/157,183人）

○紙おむつ（大人：パンツ型） $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 90\% = 1,154 \text{ 枚}$

※ 1.37%＝要介護3以上の割合（2,153/157,183人）

○紙おむつ（大人：尿漏れパット） $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 3,464 \text{ 枚}$

○防水シート $37,464 \text{ 人} \times 50 \text{ 枚} \div 300 \text{ 人} = 6,243 \text{ 枚}$

(2) 民間との協定締結

民生経済部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。

民生経済部は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

3. 指定避難所への備蓄

民生経済部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

第2 救急・救護・保健衛生体制の整備

1. 市民等の救護能力の向上

消防本部は、市民等の自主救護能力を向上させるために、普通救命講習会の開催や地域防災訓練において救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動を行う。

2. 応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

保健福祉部は、野田市医師会等との協議により応急救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター、日本赤十字社千葉県支部、救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。

(3) 医薬品等の確保

保健福祉部は、初動に必要な医薬品等を野田市医師会等と連携して備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段も講じる。

民生経済部は、備蓄倉庫に救助資機材、担架、毛布等を備蓄する。

3. 保健衛生体制の整備

健康福祉センターは、平常時から市と連携し、指定避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

第3 給水体制の整備

1. 給水資器材の整備

水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。

2. 井戸の活用

民生経済部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

3. 受水施設の活用

受水設備のある施設については、施設管理者が給水設備（蛇口）を整備し、直接給水を可能とする。

第4 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路の指定

民生経済部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

2. 輸送拠点の整備

民生経済部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

3. 車両等の確保体制の整備

民生経済部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1. 受入れ体制等の整備

保健福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

2. ボランティア意識の啓発

保健福祉部は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に市民等とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアの育成

保健福祉部は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第6 広域応援体制の整備

1. 広域応援協定の締結

民生経済部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

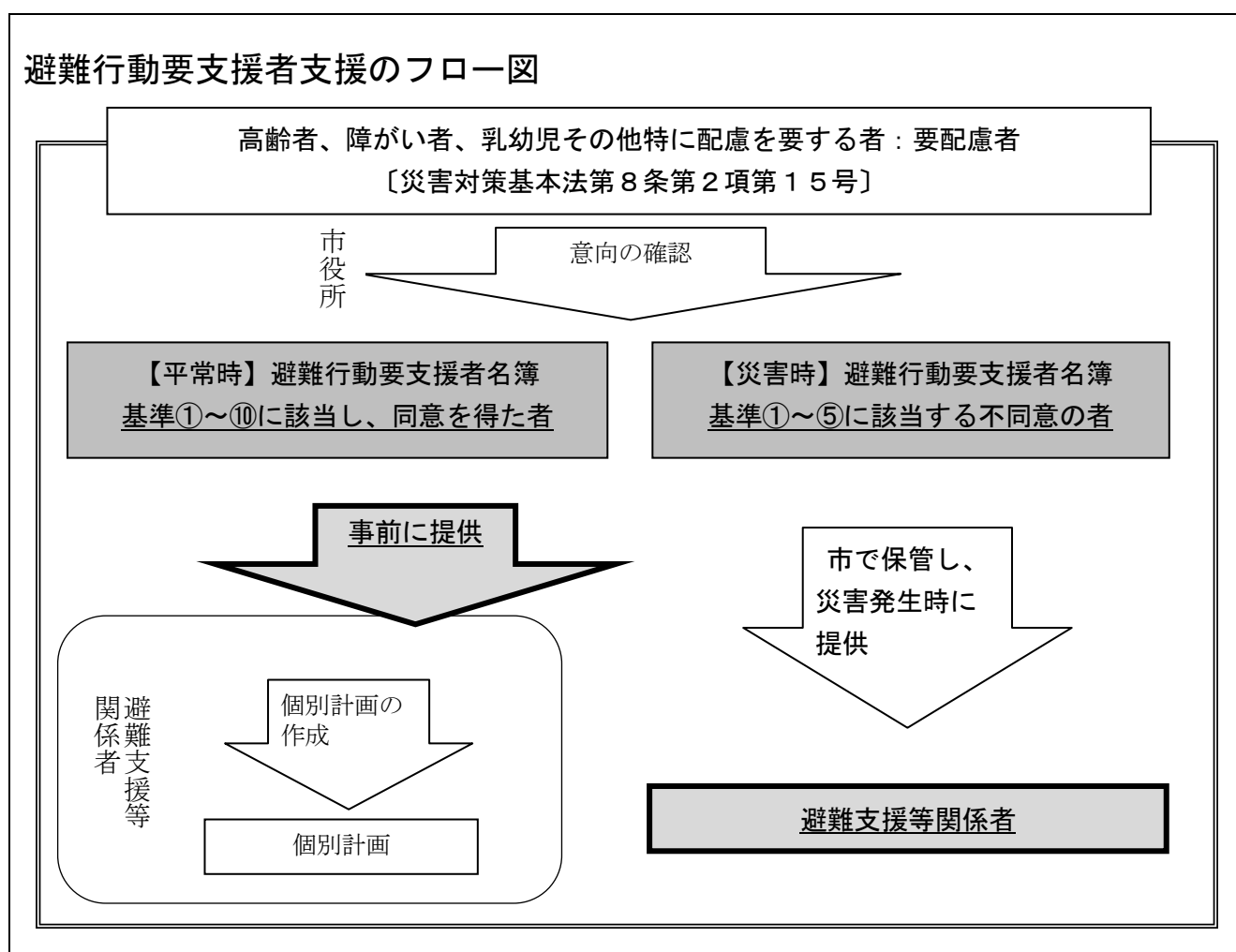
2. 受入れ体制の整備

民生経済部は、災害時に消防や自治体の応援を受け入れるための、集結地の選定や対応方法など受入れ体制を検討する。

第8節 避難行動要支援者の安全確保対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第2 避難行動要支援者への対策	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第3 社会福祉施設等における防災対策	保健福祉部、児童家庭部	

避難行動要支援者支援のフロー図



第1 避難行動要支援者対策の方針

1. 避難行動要支援者対策の基本方針

「避難行動要支援者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な者をいうもので、このような観点から、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者など避難時に支援を要する者を「避難行動要支援者」として想定する。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- (1) 地域市民は、「避難行動要支援者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域市民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 自治会又は自主防災組織は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- (4) 自治会又は自主防災組織は他の避難支援等関係者と連携するとともに、地域の実状に応じた必要な資機材を、日頃より検討し準備する。
- (5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が市民と共生できるよう、地域ぐるみ福祉ネットワーク等の結成を推進する。
- (6) 企画財政部は、外国人の安全な避難に関し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

2. 野田市避難行動要支援者の支援計画

市は、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、野田市避難行動要支援者の支援計画（全体計画）を作成し、この計画に基づいて支援対策を実施する。

第2 避難行動要支援者への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

支援を要する者の範囲として、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者（以下「基準」という。）を避難行動要支援者とする。

- ① 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯のもの
- ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者
- ⑥ 基準①に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、基準②～④に該当しない障がい者又は基準⑤に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
- ⑦ 乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
- ⑧ 妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
- ⑨ 外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの

⑩ その他自主防災組織等の避難支援等関係者が、基準①～⑨に該当しない者で支援の必要を認めるもの

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 自主防災組織等

(3) 名簿登載と提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行うものとする。

2. 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会（以下「自主防災組織等」という。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (4) 野田警察署
- (5) 野田市消防本部、野田市消防署、野田市消防団
- (6) その他市長が認める団体

3. 情報の漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページの活用及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備情報（避難行動要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

5. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

6. 避難行動要支援者の個別計画の作成

市は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別計画の作成を推進する。

7. 防災設備等の整備

保健福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

8. 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

- (1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- (2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

〈福祉避難所の条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等〉

- ア 建物自体の安全性が確保されていること
- イ バリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性、利便性が確保されること
- ウ 避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること

障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

1. 施設の防災計画の作成

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、市の地域防災計画と整合を図り、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。

防災主管課（消防を含む。）は、必要な指導助言を行う。

2. 防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実

社会福祉施設管理者等は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

また、発災直後の保護者への情報伝達体制を整える。

3. 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

4. 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域市民との交流に努め、災害時には、地域市民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

第4 外国人への対策

企画財政部は、外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を活用し、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

第9節 帰宅困難者対策

項 目	担 当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	民生経済部	東武鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	民生経済部	

第1 一斉帰宅の抑制

1. 基本原則の周知・徹底

民生経済部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。

また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

民生経済部は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板、ツイッター・フェイスブック等の SNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 情報連絡体制

民生経済部は、東武鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

民生経済部は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項 目	担 当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、対策要員部班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制	総括班	
第3 災害対策本部の体制	総括班、各部	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1 配備	(1) 市内で震度4の地震を観測したとき (自動配備) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・市民生活課職員 ・班長（課長）以上及び班長が指定する必要な職員
	第2 配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき (自動配備) (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・市民生活課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1 配備	(1) 市内で震度5強の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備） (配備後被害状況に応じて3分の1の職員で対応)
	第2 配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備） (配備後被害状況に応じて2分の1の職員で対応)
	第3 配備	(1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき（自動配備・本部自動設置） (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・全職員（自動配備）

なお、自動配備、本部自動設置とは、勤務時間外において市長の指令がなくとも各職員が情報を収集し、あらかじめ定められた場所に参集し対応を開始することである。

勤務時間内においては、まずは自衛消防隊としての活動等による各施設の来庁者等の安全確保を行った後に、災害対策本部の配備体制による業務にあたる。

2. 動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、民生経済部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。該当職員は、震度等に応じて、動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、民生経済部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

3. 配備場所

配備場所は、あらかじめ定められた場所とする。

4. 動員報告

参集した職員は所属単位毎、総括班に参集報告を行う。

5. 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、本部長は、消火・救助班を通じ、電話等を利用して速やかに消防団長に伝達する。

消防団長は、市長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときはただちに出勤できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2 災害対策本部設置前の体制

警戒配備体制は、各課での災害対応及び事務局への情報収集等を実施する。組織、所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の体制

1. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

- | |
|----------------------------------|
| ア 市内で震度5強以上のを観測したとき（自動配備・本部自動設置） |
| イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき |
| ウ その他の状況により市長が必要と認めたとき |

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。市庁舎が被災した場合は、中央公民館、樺のホールの順に設置する。

(3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	関宿北部地区…関宿公民館 関宿中部地区…いちいのホール 関宿南部地区…木間ヶ瀬公民館 川間地区…川間公民館 北部地区…北コミュニティセンター 中央地区…中央出張所 東部地区…東部公民館 南部地区…南コミュニティセンター 福田地区…福田公民館
活動内容	支部長・副支部長（4人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは副支部長がその職務を代理する。 ・担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関すること ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関すること ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、民生経済部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

- | |
|---|
| <p>ア 災害対策本部の配備体制の変更に關すること</p> <p>イ 避難の勧告、指示、警戒区域の設定に關すること</p> <p>ウ 災害救助法の適用に關すること</p> <p>エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に關すること</p> <p>オ 災害対策経費の処理に關すること</p> <p>カ その他災害対策の重要事項に關すること</p> |
|---|

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 分掌事務

各部長は、本部長の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(5) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、防災担当だけではなく全庁的に対応にあたる。

指揮は副市長が行い、総括班が事務局として調整にあたる。

〈災害対策本部 組織図〉



〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	民生経済部長	市民生活課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ・本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。 ・国、県等への災害報告に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	民生経済部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び各部への提供に関する事。
電話対応班		指名による	・市民等からの電話問合せ、連絡受けに関する事（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関する事。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関する事。 ・各班との調整に関する事。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関する事。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関する事。

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関する事。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関する事。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関する事。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関する事。 ・本部長の特命事項に関する事。

■各対策班

※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	◎本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関する こと。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。 ・災害視察及び見舞い者の接遇に関すること。
		秘書広報課長	・本部事務局の応援及び本部会議の記録に関する こと。 ◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に 関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関する こと。 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	◎被害調査総括に関する こと。 ◎被害発生状況の記録に関する こと。 ・住家被害認定調査に関する こと。 ・り災証明に関する こと。
		課税課長	・被害調査総括に関する こと。 ・被害発生状況の記録に関する こと。 ◎住家被害認定調査に関する こと。 ・り災証明に関する こと。
		収税課長	・被害調査総括に関する こと。 ・被害発生状況の記録に関する こと。 ・住家被害認定調査に関する こと。 ◎り災証明に関する こと。
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する こと。 ◎職員の健康管理に関する こと。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。
		人事課長	・職員の動員に関する こと。 ・職員の安否確認に関する こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテー ションに関する こと。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する こと。 ・職員の健康管理に関する こと。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する こと。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する こと。 ・庁内基幹システムの機能確保に関する こと。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	・庁舎及び施設の機能確保に関する こと。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保 に関する こと。 ・緊急通行車両の申請に関する こと。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関する こと。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関する こと。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	民生経済部長	市民課長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ・住民の安否及び所在の把握に関すること。 ◎遺体の埋火葬に関すること。
		関宿支所長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること（関宿支所）。 ・遺体の埋火葬に関すること。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ◎住民の安否及び所在の把握に関すること。
物資班	民生経済部長	商工課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ◎救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ◎食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第一課長	◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第二課長	◎し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ◎交通規制に関すること。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・交通規制に関すること。
		下水道課長	・下水道の復旧に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ・住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。
		建築指導課長	◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		みどりと水のまちづくり課長	・被災宅地の危険度判定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		次木親野井土地地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
医療救護班	保健福祉部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資機材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	社会福祉課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		高齢者福祉課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		あさひセンター長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		人権施策推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		男女共同参画課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。

震災編 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する こと。 ◎避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	社会教育課長	・避難所班の応援に関すること。
		社会体育課長	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課	・避難所班の応援に関すること。
		文化 センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	◎行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		選挙管理委員 会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ◎指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		農業委員会 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ◎市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する こと。
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・水防活動に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業 管理者	業務課長	◎応急給水に関すること。 ・水道施設の復旧に関すること。
		工務課長	・応急給水に関すること。 ◎水道施設の復旧に関すること。

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	民生経済部長	民生経済部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

第2節 情報の収集・伝達

項 目	担 当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	総括班	野田市アマチュア無線連絡協議会、日本放送協会千葉放送局、関東地方非常通信協議会
第2 地震情報等の収集・伝達	総括班、消火・救助班	銚子地方気象台
第3 被害情報の収集・報告	被害調査班、総括班、消火・救助班、生活支援班、各班	野田警察署、東葛地域振興事務所

第1 情報連絡体制の確立

1. 通信体制

野田市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通信を迅速かつ円滑に行うため、指定電話により連絡窓口を統一し、通信途絶への対応措置の実施や通信員の派遣などにより災害時の初動段階における情報連絡体制を確保する。

2. 市の通信体制

総括班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、直接、「102 番」をダイヤルし交換手に非常通話・緊急通話の申込みを行う。

ウ 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、指定避難所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し通信を確保する。

(2) 防災行政無線

防災行政無線（固定系）を用いて、市民等への一斉放送を行う。

また、指定緊急避難場所から距離のある自治会館には、相互通信可能な機能（アンサーバック機能）を整備し、指定緊急避難場所に避難するまでの一時（いつとき）避難した住民の安否確認に活用する。

(3) 防災用MCA無線

防災用MCA無線を用いて、本部・支部連絡所・消防署・現場職員及び関係機関等との連絡を行う。

(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(5) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を要請する。市は、野田市アマチュア無線連絡協議会に対して被害情報等の提供について協力依頼を行う。

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総括班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

4. 通信施設が使用不能となった場合の措置

総括班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話若しくは無線等の通信施設を使用する。

- (1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
- (2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

第2 地震情報等の収集・伝達

1. 地震情報の収集

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により緊急地震速報等を伝達している。

〈地震情報の種類〉

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2. 地震情報の伝達

総括班は、地震時に発表された地震情報等について、千葉県又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは必要に応じ、防災行政無線（固定系）、防災用MC A無線、野田市安全安心メール等により市民に周知する。

また、消火・救助班は、重要な情報について通報を受けたとき又は自らその発令を知ったときは、消防署及び各分署に掲示する等直ちに防災担当課又は対策本部が設置されている場合には本部に周知を図る。

第3 被害情報の収集・報告

1. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1) 被害情報等内容

ア 人的被害

- (ア) 市民の死傷者の発生状況
- (イ) 児童・生徒、公共施設の来訪者、入所者、職員等の死傷者の発生状況

イ 物的被害

- (ア) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
- (ウ) 河川、擁壁、液状化等
- (エ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等
- (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設
- (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設
- (キ) 医療施設等
- (ク) その他応急対策に必要な情報

(2) 被害調査

災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を本部へ報告する。

また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、支部連絡所を通じ本部へ報告する。

被害調査班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

(3) 関係機関への通報

総括班は、必要に応じて災害情報を消火・救助班、警察署、東葛地域振興事務所に通報する。

3. 被害調査

被害調査班は、情報班の整理した情報に基づいて、被害発生箇所の確認を行い、状況を本部へ報告する。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

4. 災害報告

総括班は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消火・救助班は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

5. 県への報告

(1) 報告先・手段

災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県被害情報等報告要領」（平成8年4月 千葉県）による。

(2) 報告のすべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の実施状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

市長：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

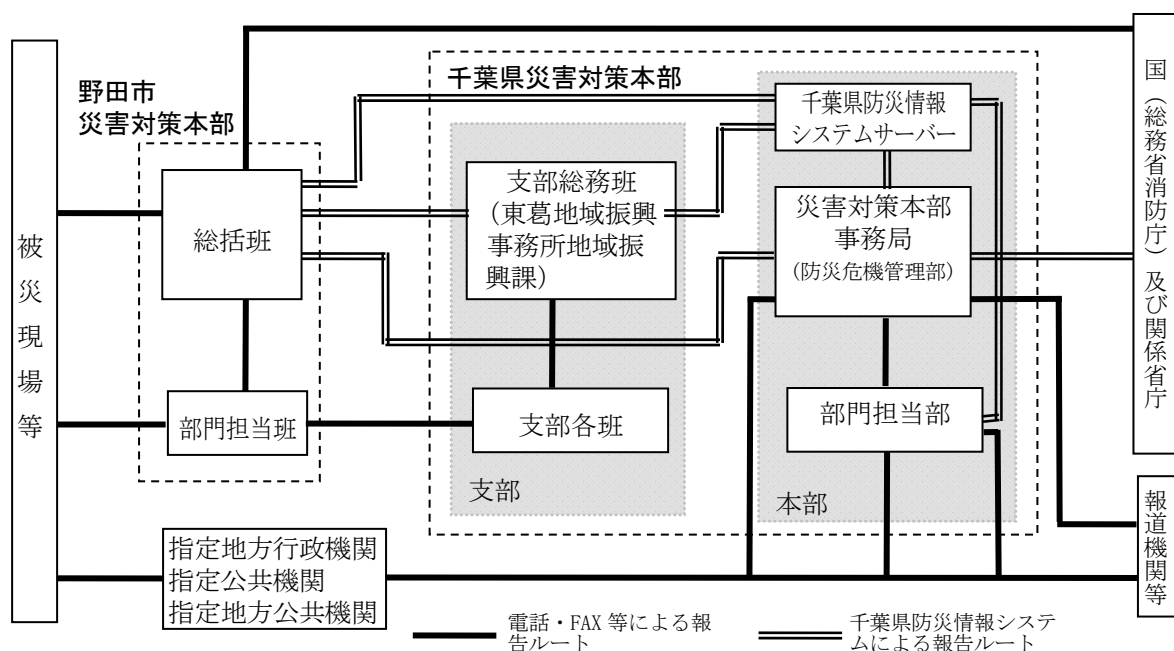
イ 取扱責任者

民生経済部長：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



(5) 留意事項

- ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたりとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- イ 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- カ リ災世帯・り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

〈県への報告一覧〉

報告の種類		報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		市消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、指定避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに〔電話、FAX〕
		支部連絡所	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
		部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	市	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民等避難等の状況	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〔電話、FAX 及び端末入力〕
	確定時報告		同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民等避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 〔端末入力及び文書〕
	年報		4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで 〔端末入力及び文書〕
部門別被害額総括報告		部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内〔文書等〕
災害詳細報告		市	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〔電話、FAX 及び端末入力〕
		部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
		防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①②同上 〔電話、FAX〕

注）防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

6. 被災者台帳の作成

被害調査班は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被害調査結果に基づき、被災者台帳を作成し、応急対策に活用する。

7. 安否情報の提供

生活支援班は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第3節 災害広報

項 目	担 当	関係機関
第1 災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2 広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3 報道機関への対応	広報班	

第1 災害時の広報

1. 市災害対策本部の広報

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段のほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

災害発生直後の広報	ア 地震・気象情報の伝達 イ 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ウ 避難の準備情報・勧告・指示の周知 エ 市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請
応急活動時の広報	ア 地震に関する情報（被害や余震の情報） イ 避難に関する情報 ウ ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み エ 生活関連情報（給水、給食、その他の市の行う応急対策）
消火・救助班の広報	ア 火災の発生防止、初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること

(2) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア 防災行政用無線（固定系）	イ 広報車による巡回
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、ツイッター
オ ホームページ	カ 支部連絡所、指定避難所への掲示

2. 野田警察署の広報

野田警察署は、次の広報を行う。

ア 被害状況、治安状況、救護活動、警備活動
イ 道路交通規制に関すること
ウ 防犯指導等の犯罪予防に関すること
エ 避難に関すること

3. 防災関係機関の広報

防災関係機関は、次の広報を行う。

- | |
|---------------------------|
| ア 機関の活動体制に関すること |
| イ 電気、ガス、電話等の二次災害の防止に関すること |
| ウ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること |

4. 指定避難所における広報

避難所班は、支部連絡所・指定避難所に広報掲示板を設置し、市からの情報を掲示して、避難者への広報を行う。

第2 広聴活動

1. コールセンターの設置

電話対応班は、市民からの被害状況の報告や問合せを受けるため、コールセンターを設置して対応にあたる。

2. 臨時相談所の設置

生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に臨時災害相談所を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談等に対応する。

〈相談事項例〉

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 安否情報（家族の消息等） | イ 搜索依頼の受付け |
| ウ り災証明書の発行 | エ 埋葬許可証の発行 |
| オ 他各種証明書の発行 | カ 仮設住宅の申込み |
| キ 住宅の応急修理の申込み | ク 災害見舞金、義援金の申込み |
| ケ 被災者生活再建支援金の申込み | コ 生活資金、営業資金等の相談等 |
| サ 福祉、法律関係の相談 | シ 職業のあっせん等の相談 |

第3 報道機関への対応

1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と支部連絡所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に行い、必要な情報を報道機関へ発表する。

2. 報道機関への要請

広報班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や指定避難所における取材について、自主防災組織等の許可を得て行うように報道機関に要請する。

第4節 災害派遣・応援要請

項 目	担 当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	総括班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	総括班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	総括班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業体の相互応援	給水班、土木班	
第5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第6 広域避難の受入れ	総括班	

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。

〈災害派遣要請の手続〉

連 絡 先	県防災危機管理部防災危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の 捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は 水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

ア	災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
イ	災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
ウ	災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
エ	その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

3. 自衛隊の受入れ

対策要員部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

〈自衛隊の受入れ体制〉

項	目	内	容
作業計画の作成	ア	作業箇所及び作業内容	
	イ	作業箇所別必要人員及び必要機材	
	ウ	作業箇所別優先順位	
	エ	作業に要する資材の種類別保管（調達）場所	
	オ	部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所	
資機材の準備		必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかに取れるよう事前に配慮する。	
交渉窓口		ア 総括班に連絡窓口を一本化する。 イ 自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。	
集結場所 宿营地		受入れは、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース駐車場）を予定する。 ア 本部事務室 イ 宿営地 ウ 材料置場 エ 炊事場（野外の適切な広さ） オ 駐車場（車１台の基準は３m×８m）	
ヘリコプター 臨時離発着場		ヘリコプター発着場の基準は次のとおりである。 OH-6J×１ 約 30m×30m UH-1H×１ 約 36m×36m UH-60×１ 約 50m×50m CH-47×１ 約 100m×100m	

4. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 県・市町村等への要請

1. 県への要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

〈県への応援要請手続〉

要 請 先	県防災危機管理部防災危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

2. 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

3. 県内市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、他の市町村に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付け及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第3 消防の広域応援要請

1. 広域消防応援体制

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成４年４月 千葉県）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成８年５月 千葉県）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、消防隊の受入れは野田市総合公園駐車場とする。

2. ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」（昭和 62 年 3 月 千葉県）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（平成 4 年 4 月 千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第4 上水道・下水道事業体の相互応援

1. 上水道

給水班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

2. 下水道

土木班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

第5 応援の受入れ体制

1. 受入れ準備

対策要員部班は、応援の期間、人数及び名簿を所管課に示し、各々において受入れ準備を行う。

2. 支援

対策要員部班は、派遣・応援職員に対して、業務内容、派遣・応援場所、宿泊場所、現地までの交通経路、その他注意事項等を説明し、協力要請を行う。

対策要員部班は、受入れにあたって、必要とする部班の担当者と応援活動の現場への案内、効果的な活動を行うための活動計画、各応援機関との間の活動調整を行う。

宿舎、食事等は、原則として応援側に準備を要請する。

3. 給与及び経費負担

給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第18条、第19条に定めるところによる。

第6 広域避難の受入れ

総括班は、市外の地域において災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅の確保、民間住宅の借上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

項 目	担 当	関係機関
第1 消防活動	消火・救助班	
第2 救助救急活動	消火・救助班	野田警察署
第3 危険物等の対策	消火・救助班、学校班	関東東北産業保安監督部
第4 水防活動	消火・救助班	

第1 消防活動

1. 組織

(1) 活動体制

市に「災害対策本部」が設置された場合又は消防長が特に必要と認めた場合、消防計画に基づき、消火・救助班に非常災害本部を設置する。

(2) 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は、別命を待つことなく、直ちに所定の勤務場所に参集する。

2. 初動活動

震度5強以上の地震が発生した場合及び東海地震予知情報の警戒宣言が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

ア 車両・機材等の確保	イ 有線電話の通話統制
ウ 全無線局の開局及び点検	エ 被害状況の把握
オ 重要防御地域の状況把握	カ 消防署・救急車・広報車等の出動準備

3. 消火活動

(1) 消防本部の活動

消火・救助班は、指揮本部等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

ア 指定避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を

集中して活動にあたるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先するものとする。

カ 災害現場活動の原則

(ア) 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

なお、署・各分署直近の団員は可能な限り、署・各分署に参集し初動時編成に加わる。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の勧告・指示がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民等を安全に避難させるものとする。

オ 情報の収集・伝達

分団毎に指定される情報収集担当者により、発生初期における火災等の状況を収集し、本部及び署・各分署に伝達する。

4. 市民・自主防災組織・事業所の消火活動

市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

5. 通電火災等への警戒活動

消火・救助班は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

6. 消防広域応援要請

第3章 第4節 第3「消防の広域応援要請」を参照のこと。

第2 救助救急活動

1. 消防の活動

(1) 救助活動

消火・救助班及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

救助活動の原則は、次のとおりである。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する（医師等によるトリアージの実施）。

オ 傷病者が多数発生した場合は、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班との連携により効果的な救護活動を行う。

カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急手当、搬送について協力を求める。

(2) 救急活動

消火・救助班は、負傷者を救急車にて救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

(3) 惨事ストレス対策

消火・救助班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

2. 警察の活動

(1) 救出、救護班の派遣

野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

警察の措置要領は以下のとおりである。

ア 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動にあたっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救護活動にあたっては、県、市、消防署、日本赤十字社等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能をあげて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

3. 市民、自主防災組織、事業所等の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防署は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油类等危険物保管施設

消防署は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺市民等の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校等は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

5. 危険物等輸送車両

消火・救助班は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域市民等への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第4 水防活動

地震後の水害等の発生に対する水防活動については、「野田市水防計画」に基づき実施する。

第6節 医療救護・防疫活動

項 目	担 当	関係機関
第1 応急医療救護	医療救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	医療救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	医療救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や医療救護班等により診療等を行う。

1. 初動医療体制の整備

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、災害時において多数の傷病者が発生したとき又は医療機関の被害等によりその機能停止や対応ができなくなったとき、野田市医師会に対して野田市医師会対策本部の設置、医師会医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、必要に応じて野田市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部野田地区・分区長に医療救護班の派遣を要請する。

野田市医師会長は自ら必要と認めたときは、災害対策本部長の要請を待たずに、対策本部の設置、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動にあたる。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(3) 救護所の設置

医療救護班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて支部連絡所に救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

〈救護所での救護班の活動〉

- | |
|--|
| ア 傷病者に対する応急措置
イ 傷病者の緊急度の判定と、後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（医師等によるトリアージの実施）
ウ 軽傷患者等に対する医療
エ 指定避難所等での医療
オ 助産救護 |
|--|

2. 被災者の健康管理

野田健康福祉センターは、避難生活が長期化するときは、指定避難所に救護センターを設置

する。

3. 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

医療救護班は、応急医療救護のための医薬品・医療器具を、野田市薬剤師会、薬品業者、薬局等から調達する。確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。

災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品を使用する。飲料水、洗浄のための水の供給は、給水班に要請する。

(2) 血液等の確保

医療救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

4. 後方医療体制

消防・救助班は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設に搬送する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	東京慈恵医大付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 国保松戸市立病院（松戸市運動公園陸上競技場）

5. 搬送体制

救出現場から救護所までの重症者の搬送は、消火・救助班が救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプター等により行う。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

6. 医療要援護者への対応

医療救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 保健衛生活動

1. 被災者の健康管理

(1) 巡回医療の実施

野田健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。

ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

イ 災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市と連携

して予防活動を実施する。

ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、予防活動を継続的に実施する。

2. 飲料水の安全確保対策

給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、ただちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第3 防疫活動

1. 防疫体制の確立

医療救護班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田健康福祉センターは、医師会、医療救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

(2) 消毒の実施

医療救護班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自主的に散布するよう指導を行う。

また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への措置

野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

(4) 報告

医療救護班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。

第7節 避難対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難活動	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第4 広域一時滞在の要請	総括班	

第1 避難活動

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種 類	内 容	基準の目安
避難準備情報	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	① 火災が拡大するおそれがあるとき ② 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき
避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	③ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれがある大きい地区があるとき ④ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

〈避難勧告・指示の発令権者及び要件〉

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難勧告・指示等の内容〉

ア 避難対象地域（町名、施設名）
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
エ 避難経路
オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

総括班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯食料、飲料水等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき 災害対策基本法第63条	
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者が施設の安全を確認した上で開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内）に 災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外）に 災害が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者が開場	指定された市の参集職員が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

<支部連絡所一覧>

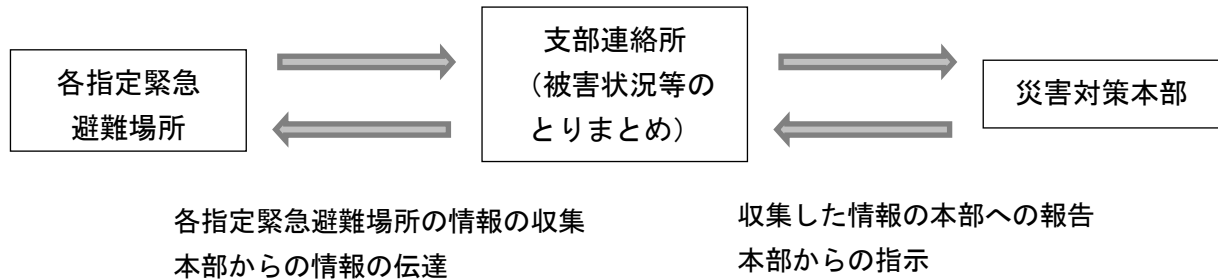
ア 関宿北部地区…関宿公民館	イ 関宿中部地区…いちいのホール
ウ 関宿南部地区…木間ヶ瀬公民館	エ 川間地区…川間公民館
オ 北部地区…北コミュニティセンター	カ 中央地区…中央出張所
キ 東部地区…東部公民館	ク 南部地区…南コミュニティセンター
ケ 福田地区…福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は、次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 指定緊急避難場所以外の避難住民の対応に関すること

<支部連絡所の情報収集伝達体制>



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	平日・昼間（勤務時間内） に災害が発生した場合	夜間・休日（勤務時間外） に災害が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している避難施設の管理者 が開場	指定された市の参集職員が開場 ※職員の被災や災害状況に伴い 参集が遅延する場合、小中学校 の体育館においては、自主防災 組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定され た参集職員 4日目以降は、各部署で指定され た地域を担当

3. 指定避難所の運営

避難所班は、避難者による指定避難所管理・運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした指定避難所管理・運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生活関連物資の提供等に関する拠点とする。

第4 広域一時滞在の要請

総括班は、被害が甚大なため、市で被災者の生活を確保することが困難な場合には、県を通じて被災地外の自治体に、一時滞在施設の確保等の支援を要請する。

第8節 生活救援

項 目	担 当	関係機関
第1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第3 生活必需品の供給	物資班	
第4 物資の受入れ・管理	物資班	

第1 飲料水の供給

1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水を活用することを原則とする。

2. 給水需要の把握

被害調査班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、指定避難所及び避難者数とする。

3. 応急給水活動

(1) 水源の確保

給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。

ア 市の所有する飲料水兼防火用耐震性貯水槽の備蓄水を確保する。

イ 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸を設置している。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。

ウ 不足する場合は、千葉県水道局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

(2) 優先給水

給水班は、断水地区の医療機関、応急救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県水道局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

災害時における応急給水の方法については、浄・給水場、配水場における給水車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。

ア 車両による応急給水

給水は、給水車、給水タンク等（以下「給水車等」という。）を用いて行う。飲料水は、浄・給水場で取水するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から取水する。

イ 指定給水場での応急給水

給水は指定給水場の9地区27箇所で行うことを基本とし、市民等が持参したタンク、バケツ等に給水する。供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じ設置する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況及び応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3 リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20 リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100 リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250 リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

第2 食料の供給

1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している食料を活用することを原則とする。

2. 食料供給体制

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

ア 指定避難所に収容された者
イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
オ 災害応急対策活動従事者

(2) 需要の把握

物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。

ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。

イ 住宅残留者については、支部連絡所の職員が自主防災組織の協力を得て把握する。

ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

3. 食料の供給

物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、指定避難所管理・運営委員会に委任する。

4. 炊き出し

炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとする。炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。

第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

〈生活必需品の供給対象者〉

- 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者
- ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第4 物資の受入れ・管理

1. 物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、協定先の自治体に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

(2) 義援物資の受入れ方針

全国からの物資提供の申出があった場合は、企業、自治体、団体等から、まとまった量の物資を受け入れることを原則とする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。

なお、個人からの小荷物での物資は受け入れないこととする。

2. 救援物資の受入れ

物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、支部連絡所を物資輸送中継拠点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

〈物資の受入場所〉

物資集積所	文化センター
物資輸送中継拠点	中央出張所、北・南コミュニティセンター、福田・川間・東部・関宿北部・木間ヶ瀬公民館・いちいのホール

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項 目	担 当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民情報班	野田警察署
第2 遺体の処理	生活支援班	野田警察署、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市医師会、野田市歯科医師会
第3 遺体の埋葬	生活支援班	

第1 行方不明者の捜索

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

市民情報班は、捜索願等により行方不明者の情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。

2. 捜索活動

行方不明者の捜索は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て実施する。

第2 遺体の処理

1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、遺体発見現場から遺体を搬送する。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

〈遺体安置所の開設予定場所〉

ア 野田市斎場	イ 野田市関宿斎場
ウ 福田体育館	エ 勤労青少年ホーム体育館

2. 遺体の検視

野田警察署は、遺体発見現場又は遺体安置所で遺体の検視を行う。

3. 遺体の処理

生活支援班は、警察官の検視後の遺体を処理するため、県、日本赤十字社千葉県支部、野田市医師会、野田市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

なお、医師会等による検案は遺体安置所において行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は遺族へ引き渡す。

第3 遺体の埋葬

1. 遺体の埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、次のとおり火葬・埋葬を行う。

(1) 埋葬の受付け

生活支援班は、市役所及び支所の相談窓口で埋葬許可書を発行する。

(2) 埋葬

遺体は、市斎場又は近隣の火葬場で火葬する。遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

2. 身元不明の死体の取扱い

生活支援班は委託業者とともに、身元不明の遺体を火葬する。

遺骨は遺留品とともに生活支援班が保管し、1年以内に遺骨引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、野田市仏教会に協力依頼し、保管する。

第10節 交通・緊急輸送

項 目	担 当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、千葉県トラック協会 野田支部、千葉県バス協会
第3 緊急通行車両等の確認	庁舎管理班	

第1 交通規制

1. 交通規制の実施

各機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

土木班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2. 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

〈運転者のとるべき措置〉

- ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
- (ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
 - (イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
- (ア) 車両を道路外の場所に置くこと。
 - (イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
 - (ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第2 緊急輸送

1. 緊急輸送路の確保

土木班、東葛飾土木事務所及び千葉国道事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送路を確保する。

〈緊急輸送路〉

県緊急輸送道路1次路線	県緊急輸送道路2次路線
国道16号、主要地方道つくば野田線、主要地方道松戸野田線、主要地方道越谷野田線	主要地方道つくば野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線

2. 車両輸送の確保

(1) 車両の確保

庁舎管理班は、公用車その他の車両を管理し、各課で所有する車両及び確保した車両について、総合的に調整し配分する。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会野田支部、千葉県バス協会に要請する。

(2) 燃料の確保

庁舎管理班は、各班の専用管理車両、管財班管理の庁用車、借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、野田市内の石油協同組合に協力を要請する。

3. ヘリコプター輸送の確保

(1) ヘリコプターの確保

庁舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター離発着場の開設

土木班は、庁舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。

なお、ヘリコプター離発着場の離発着の管理は、自衛隊に要請する。

〈ヘリコプター離発着場の開設予定場所〉

ア 野田市総合公園自由大広場

イ 市役所本庁舎屋上※

ウ 文化センター駐車場

エ 川間駅南中央公園

オ 関宿中央小学校

※全備重量 4.4 t、全長 15m 次の機種に限る。

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

庁舎管理班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

2. 緊急通行車両等の事前届出について

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

第11節 災害警備・防犯

項 目	担 当	関係機関
第1 災害警備		野田警察署
第2 防犯	総括班	野田警察署

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

野田警察署は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2. 警備体制

野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等

(2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

(3) 災害警部本部

大規模地震が発生した場合又は東海地震予知情報が発表された場合等

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、指定避難所管理・運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項 目	担 当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

1. 上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧にあたっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

2. 下水道施設

土木班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

3. 電力施設

東京電力株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

5. 通信施設

(1) 電話施設

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は、通信が途絶した場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

〈応急措置〉

ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置
オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設
キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤルの提供

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(2) 郵便関係

日本郵便株式会社は、次の処置を行う。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

ウ 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、要請があった場合に取扱う。

第2 交通施設

1. 鉄道施設

東武鉄道株式会社は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

震度4以上の地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止むを得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

2. 道路・橋梁

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

土木班は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

第3 公共施設

各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	担 当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、医療救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

2. 保育乳幼児の安全確保

要配慮者班及び保育所（園）長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

3. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行う。

4. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の参集計画により参集し、保育乳幼児・児童・生徒の安否を確認する。要配慮者班及び学校班は、これら安否情報について把握する。

5. 指定避難所開設への支援

学校長等は、施設管理に必要な所属職員を確保し、指定避難所の開設等市の行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い所属職員はその業務に従事する。

第2 応急教育

1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、市民情報班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続の臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

医療救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 指定避難所との区分

避難所班及び学校長等は、避難収容場所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、指定避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

また、被害を受けた学校給食用物資に関しては、被災市長はその状況について県災害対策本部支部を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。県災害対策本部においては、被害物資量を把握し、県学校給食会に対し、その物資の確保について要望するものとする。

(5) 学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

3. 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、給与に着手するものとする。

学校班は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

第3 応急保育

1. 応急保育

(1) 応急保育の実施

保育所（園）長等は、地震発生後の被害の状況等に応じ臨時休所（園）の措置をとる。

要配慮者班は、各保育所の被害状況等をまとめ、施設、設備、給食材料の確保、保育士等の人員確保など、総合的な観点からの臨機な応急保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

(2) 健康管理等

保育所（園）内における保育乳幼児の健康管理は、原則として当該嘱託医、看護師等がある。保育所（園）長等は清掃、飲料水等の衛生に留意する。

(3) 給食

自園調理を行うことが困難である場合、給食については原則として、一時中止する。

(4) 保育料の減免

要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2. 学童保育所の応急保育の実施

要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は指定避難所にて地域の市民等に引き渡す。

社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、被災した社会教育施設を避難場所として一時使用する場合には構造上の安全を確認の上、使用する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（社教班）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

第14節 避難行動要支援者対策

項 目	担 当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	
第2 避難行動要支援者への対応	要配慮者班	
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	

第1 避難行動要支援者の避難支援

「野田市避難行動要支援者支援計画」に基づき、自治会、自主防災組織等が連携して避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び災害情報の伝達を行う。

第2 避難行動要支援者への対応

1. 指定避難所における支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の避難状況を確認し、野田市社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

なお、指定避難所での生活にあたっては、可能な限り障がい者の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

(2) 生活必需品、食料等の配慮

避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

(3) 生活支援等

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

2. 福祉避難所の開設

要配慮者班は、避難生活が長期化する場合、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

3. 社会福祉施設等への入所

要配慮者班は、指定避難所で介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

4. 被災した避難行動要支援者の生活確保

要配慮者班は、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1. 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

要配慮者班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第15節 ボランティアへの対応

項 目	担 当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	要配慮者班	野田市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	要配慮者班	野田市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

1. ボランティアセンターの設置

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、野田市総合福祉会館にボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

(1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

(2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

(3) ボランティアの派遣

災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

(4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

2. ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。

県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

(1) 専門ボランティア

- ア 外国語の通訳、情報提供
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地の危険度判定
- エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供

- キ アマチュア無線通信
 - ク 特殊車両等の操縦、運転
 - ケ その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 指定避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の介護
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
 - カ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアニーズの把握

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所等は原則としてボランティア自身が確保するが、必要に応じて市が公共施設等を宿泊場所として提供する。

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担についても、原則としてボランティア自身が行うが、必要に応じて要配慮者班は、野田市社会福祉協議会と協議の上対応する。

第16節 帰宅困難者対策

項 目	担 当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東武鉄道株式会社
第2 市の対応	総括班	

第1 施設管理者等の対応

1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2. 行楽施設や駅等における利用者保護

行楽施設の管理者や東武鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもとに、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1. 帰宅困難者の把握と情報提供

総括班は、行楽施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。

また、市が把握した被害や交通といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

2. 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

総括班は、一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、施設、学校、事業者等へ情報の提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

施設や駅等で保護された利用客は、原則、各施設管理者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第17節 清掃・廃棄物・環境対策

項 目	担 当	関係機関
第1 障害物の除去	住宅班、土木班	
第2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第4 動物対策	環境衛生班	野田健康福祉センター、動物 愛護センター、千葉県獣医師 会

第1 障害物の除去

1. 住宅関係障害物の除去

住宅班は、災害救助法に基づき、次の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の除去は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、近隣市、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

〈住宅関係の障害物除去の対象者〉

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

2. 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、市道等の通行に支障を及ぼしている障害物を除去する。特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3. 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第2 清掃・廃棄物処理

1. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) がれき処理

環境衛生班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、分別、中間処理、リサイクルを行い適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(3) 生活ごみの処理

環境衛生班は、処理施設の被害状況、指定避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、委託業者が実施するが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

〈廃棄物処理施設〉

名称	所在地
野田市清掃工場	野田市三ツ堀 356-1
野田市リサイクルセンター	野田市目吹 331

2. し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、指定避難所管理・運営委員会は、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(2) 自宅

水洗トイレが使用できない場合は、風呂等の汲み置きの水を使用する。

また、便袋等の簡易トイレを用いてごみとして排出する。

(3) 公園

断水が長期にわたる場合は、公園等に仮設トイレを設置する。

(4) し尿の収集・処理

環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。

〈し尿処理施設〉

名称	所在地
野田市第二清掃工場	野田市船形 4236

第3 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1. 死亡家畜の処理

環境衛生班は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 動物への対応

野田健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

3. ペット同行避難への対応

環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

第18節 建物対策

項 目	担 当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班	
第2 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第3 住家の被災調査・り災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第4 住宅の応急修理	住宅班	
第5 応急仮設住宅の供給	住宅班	

第1 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

1. 判定実施体制の準備

住宅班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

第2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

1. 判定実施体制の準備

住宅班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

2. 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等

に基づき行い、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第3 住家の被災調査・り災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及びり災証明の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。

(2) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民等組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ り災世帯・り災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. り災証明の発行

被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家等について、その被害程度を証明するり災証明書の交付申請を受けた場合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。

なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき消防署で発行する。

第4 住宅の応急修理

1. 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

住宅班は、住宅の応急修理の申込みを受け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

(2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2. 市営住宅の応急修理

住宅班は、既設の市営住宅又は附帯設備が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5 応急仮設住宅の供給

1. 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

住宅班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入所者の選定

住宅班は、臨時災害相談所又は指定避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる避難行動要支援者と一般世帯との適正な混住となることに留意する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次の全ての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

例) 生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

上記に準ずる者

※市民等登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

(3) 用地確保

住宅班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、住宅班は、関係機関・協力団体等の協力を得て行う。

住宅班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(5) 管理

住宅班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2. 民間賃貸住宅の借上げ等の措置

住宅班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

第19節 災害救助法の適用

項 目	担 当	関係機関
第1 災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第2 災害救助法の適用手続	要配慮者班	
第3 災害救助法による救助の 実施機関	各班	

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	第1条第1項第3号後段
生命・身体への危害が生じた場合	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	知事が厚生労働大臣と協議	基準省令第1条※
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令※で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項第1号※
	災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第1項第2号※

※ 災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○ 全壊（全焼・流失）住家	1 世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1 世帯
○ 半壊（半焼）住家	2 世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1 世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3 世帯	・ ・ ・ ・ ・	滅失住家	1 世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

〈被害の認定基準〉

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊全焼 （全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもをいう。
住家の半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも。大規模半壊：損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもをいう。その他：損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 40%未満のもをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取り扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告（野田健康福祉センター経由）する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第3 災害救助法による救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

救 助 の 種 類		市長 委任 ※	期 間
収容施設の供与	避難所	○	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅		災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	○	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	○	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○	被害発生の日から10日以内に完了
医療及び助産	医療		災害発生の日から14日以内
	助産		分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出		○	災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理		○	災害発生の日から1月以内に完成
生業に必要な資金の貸与			災害発生の日から1月以内に完了
学用品の給与		○	教科書：災害発生の日から1月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から15日以内に完了
埋葬		○	災害発生の日から10日以内に完了
応急救助のための輸送費			当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費			当該救助の実施が認められる期間
遺体の搜索		○	災害発生の日から10日以内に完了
遺体の処理			災害発生の日から10日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去		○	災害発生の日から10日以内に完了

※迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定

項 目	担 当	関係機関
第1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸公共職業安定所野田出張所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、日本赤十字社千葉県支部野田地区
第2 地域経済への支援	物資班	

第1 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金等の支給等

要配慮者班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「野田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民等に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

2. 生活福祉資金の貸付

野田市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 災害見舞金の交付

要配慮者班は、「野田市災害見舞金品交付要綱」に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を交付する。

4. 被災者生活再建支援金の支給

要配慮者班は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

5. 税等の減免等

被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等を講じる。

(5) 保育料の減免等

要配慮者等は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

6. 職業のあっせん

松戸公共職業安定所野田出張所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7. 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 災害時における窓口業務の維持

(4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

8. 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

9. 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

被災者に対しては、既存公営住宅の空き家を活用し、応急仮設住宅として一時的に使用できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

10. 義援金品の受付け・配分

(1) 義援金品の受付けと保管

要配慮者班は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受付ける。

(2) 義援金品の配分

要配慮者班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民等に周知する。

1. 中小企業者への融資資金

物資班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

2. 農林者への融資資金

物資班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

項 目	担 当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	
第2 国の財政援助等	各班	

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき、行うこととなっている。

1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

〈復旧事業の概要〉

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の二つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、市民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。考え方は、次のとおりである。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

附編 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

第 1 章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局部的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

第2節 基本方針

第1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、市民等の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、市、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

第2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、震災編 第3章「災害応急対策計画」及び震災編 第4章「災害復旧・復興計画」で対処する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。
- (2) 東海地震が発生した場合の震度は、震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第4 計画の実施

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置付け

本計画は、「野田市地域防災計画震災編」の附編として位置付ける。

なお、事前に行う措置は、震災編 第2章「災害予防計画」に準ずるものとする。

第6 業務の大綱

市が実施する業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- (5) 広報、教育、防災訓練に関すること
- (6) 消防、水防対策に関すること
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- (8) 例外措置としての市民等避難に関すること

第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒配備体制 第2配備
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合（東海地震予知情報を解除する場合）	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	非常配備体制 第1配備

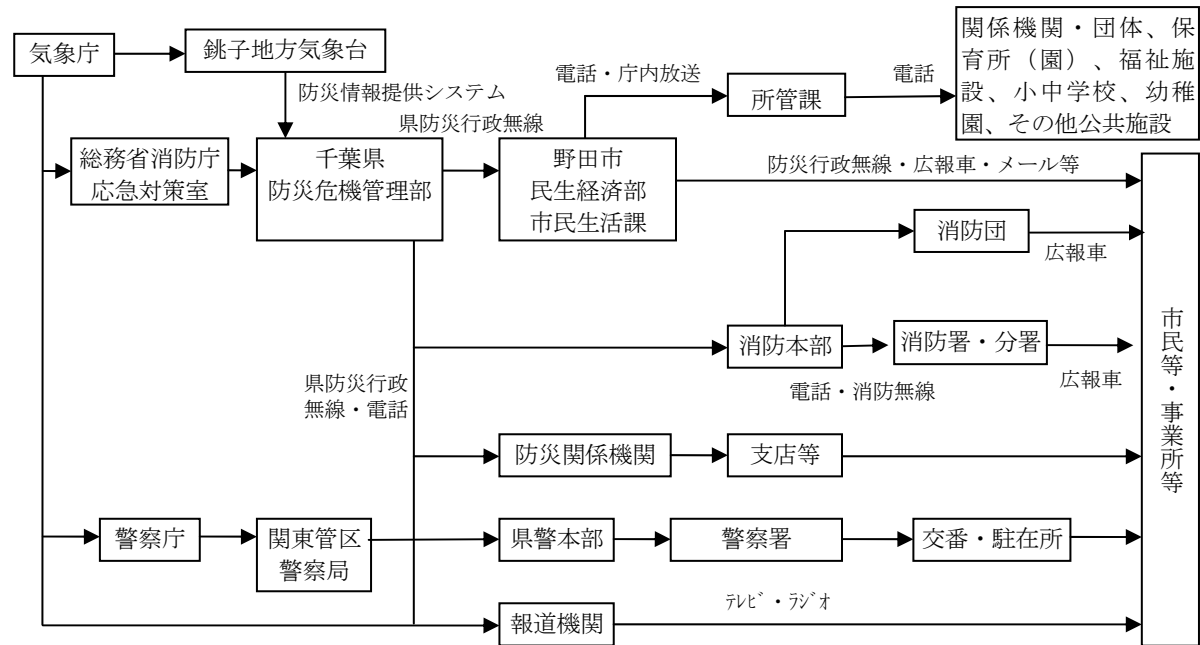
第2章 東海地震関連情報の発表から 警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

第1 東海地震注意情報の伝達

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈東海地震注意情報の連絡経路及び手段〉



機 関		内 容
市	民生経済部	民生経済部（勤務時間外は守衛）は、県消防地震防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課へ防災用MC A無線、有線電話等で伝達する。
	保健福祉部	保健福祉部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を野田市医師会へ伝達する。また、各福祉施設等へ防災用MC A無線、有線電話等で伝達する。
	児童家庭部	児童家庭部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、保育所（園）等へ防災用MC A無線、有線電話等で伝達する。
	その他の各部	市各部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を必要な関係機関、団体等へ防災用MC A無線、有線電話等で伝達する。
	教育委員会	市教育委員会は、市から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を各部課、公私立幼稚園、小・中・高等学校等へ防災用MC A無線、有線電話等で伝達する。
	消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。
野田警察署		野田警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の防災機関		県消防防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

※公私立幼稚園、保育所（園）、小・中・高等学校及び各防災関係機関・団体等への伝達については、原則として、報道機関の報道開始後に行うものとする。

第2 伝達事項

市は、次の事項を市民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- (3) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東武鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 広報活動

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県、警察等）へ緊急連絡を行う。連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり通常番組を中断し地震関係の報道を行う。

第4節 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 (1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 (2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。 (3) その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 (1) 警戒警備等、必要な措置をとる。 (2) 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本電信電話株式会社	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。 (1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 (2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
東武鉄道株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

第1 市の活動体制

1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1 配備をとる。

2. 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供
- (5) その他必要な事項

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東武鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

その他の防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。
------------	--

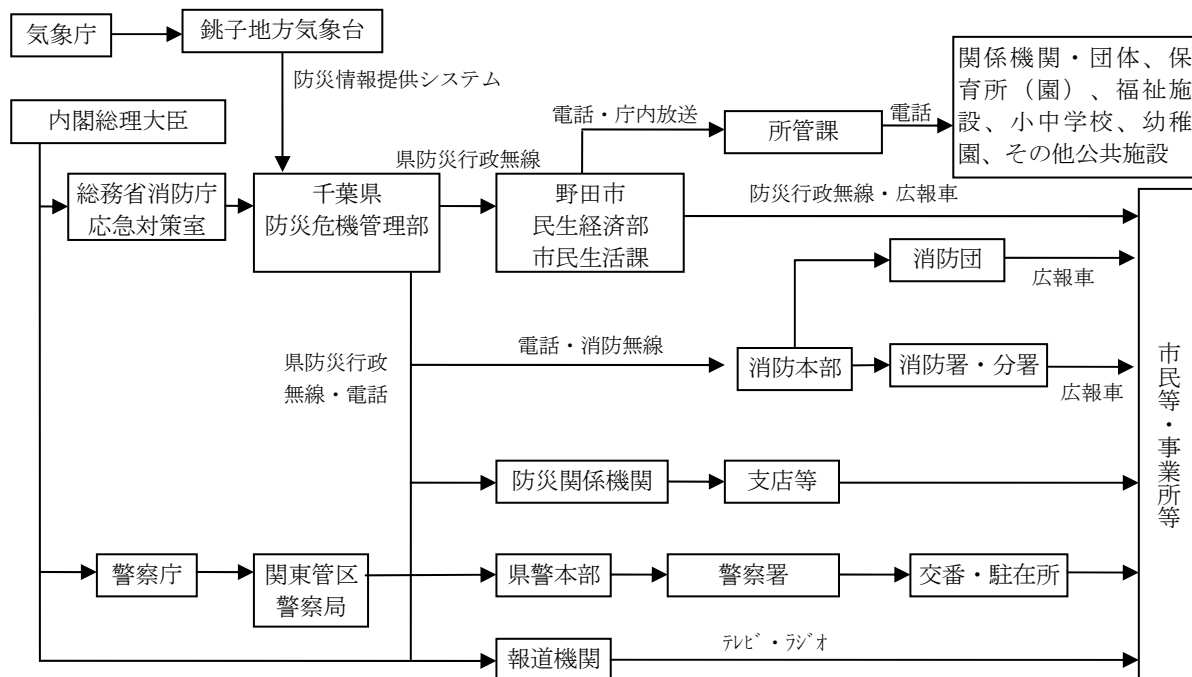
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

第1 警戒宣言の伝達

1. 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

〈情報連絡経路〉



2. 伝達方法

(1) 市

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用MC A無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、保健福祉部及び児童家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

(2) 消防本部

消防本部は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにそ

の旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

〈警戒宣言発令時の信号〉

警 鐘	(5点) ●—●—●—●—● (5点) ●—●—●—●—●
サイレン	(約45秒) ●———— (間隔15秒) ●———— (約45秒)

※ 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

※ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市への影響予測
- (3) 各機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた災害対策本部及び各防災関係機関は、必要な情報を速やかに市民等、各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈警戒宣言時の広報〉

- | |
|--|
| <p>(1) 広報の項目</p> <p>ア 警戒宣言の内容の周知徹底</p> <p>イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ</p> <p>ウ 防災措置の呼びかけ</p> <p>エ 避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ</p> <p>(2) 広報の実施方法</p> <p>各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。</p> |
|--|

第3節 警備対策

野田警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

第1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1. 警備部隊の事前配置

- (1) 人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 災害危険場所
- (4) その他必要と認める場所

2. 広報

- (1) 広報内容
 - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - イ 市民等及び自動車運転者のとるべき措置
 - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - エ その他民心の安定を図るため必要な情報
- (2) 広報手段
 - ア パトロールカー、広報車等の警察車両
 - イ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - ウ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

第1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する市民等、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

第2 水防対策

水防管理団体は、次の対応措置を講ずる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送・交通対策

第1 公共輸送機関の措置

1. 東武鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

警戒宣言発令当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

(ア) 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

(イ) 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

(ウ) 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

(ア) 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

(イ) 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

2. バス、タクシーの措置

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社及び市内を運行するバス事業者は、関東運輸局千葉運輸支局等の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第2 警察のとり交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生ずる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

第3 道路管理者の対策

1. 関東地方整備局

(1) 道路施設に関する対策

- ア 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。
- イ 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

(2) 道路交通対策

- ア 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。
- イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。
また、警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。
- ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

2. 県

警戒宣言が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策

第1 上水道対策

1. 基本方針

給水班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、市民等・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、管工事業協同組合等との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3. 施設の保安措置等

(1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

(3) 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民等・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

(4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

(ア) 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、蓋のできる容器^{ふた}を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

(イ) 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し貯水する。

(ウ) その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

- ア 防災行政無線による広報
- イ メールによる広報
- ウ ホームページによる広報

第2 下水道対策

土木班は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

- (1) ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。
- (2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

2. 危険物等に対する措置

- (1) 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近市民等の安全確保のため必要な措置をとる。
- (2) 苛性ソーダの残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

第3 電気対策

1. 基本方針

東京電力株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること

- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
 - オ その他必要な事項
- (2) 広報手段
- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
 - イ 広報車等による広報

第4 ガス対策

1. 基本方針

野田ガス株式会社は、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。

なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

ウ 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。受入基地、主要導管、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ア 初動措置に必要な車両を確保し配置するとともに、緊急用工具・資機材を点検準備する。
- イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

3. 施設の保安措置

(1) 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

(2) 施設の巡視、点検

- ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。
- イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(3) 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

(1) 広報内容

- ア 引き続きガスを供給していること
- イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- エ 地震が発生し、ガスの供給が停止された場合の注意

(2) 広報手段

- ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

第5 通信対策

1. 東日本電信電話株式会社

警戒宣言の発令にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

(1) 要員の確保等

必要な要員を確保し、各営業支店は、情報連絡室を設置する。

(2) 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。あわせて、工事中施設の安全措置をとる。

(3) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各営業支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話、番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受付ける。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

2. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策

第1 学校等対策

学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ 学校等に残留し保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。
 - エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底させておく。
 - オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。
 - カ 校長は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要措置をとる。
 - キ 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
 - ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

医療救護班は民間医療機関に対し、医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設対策

要配慮者班、社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。
- (2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。
- (3) 出火に備え、消火器の点検、緊急貯水等を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。
- (5) 要保護者の引き渡し
通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが終わるまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせを行う。
- (7) その他必要な事項

第8節 避難対策

第1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の勧告又は指示の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。

- (1) 避難勧告・指示
- (2) 指定避難所の確認
- (3) 情報伝達体制の確認
- (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知
- (5) 指定避難所への職員派遣
- (6) 避難行動要支援者に対する援護措置
- (7) 給食、給水措置
- (8) 生活必需物資の給与
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール

第2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
- (2) 指定避難所の指定
- (3) 避難勧告、指示体制の確立
- (4) 情報伝達体制の確立
- (5) 避難行動要支援者に対する介護体制の確立
- (6) 市民等に対する周知

第9節 救護救援・防疫・保健活動対策

第1 救護救援対策

医療救護班は、医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

第2 防疫対策

医療救護班は、野田健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

第3 保健活動対策

医療救護班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について、要配慮者班と協力の上把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、避難行動要支援者の状況の把握等情報収集を行う。
なお、避難行動要支援者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要援護者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断された場合は、野田健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

第10節 その他の対策

第1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第2 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編 第3章」に準じて必要な準備を行う。

- (1) 緊急輸送車両の確保
- (2) 緊急輸送車両の確認
- (3) 関係団体による協力

第3 市営施設対策

市が管理、運営する施設については、原則として開館、開催を自粛する。

各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

第4 その他

1. 税等の申告、納付等に関する措置

被害調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

2. 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第4章 市民等のとるべき措置

第1節 市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民等、自治会、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	1 家や塀の耐震化を促進する。 (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分以上準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を3日分以上準備しておく。また、調理用にカセットコンロを準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。 また、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

	10 家族で対応措置の話し合いをする。 (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の指定避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 11 自主防災組織に積極的に参加する。 12 最寄りの指定避難所を2ヶ所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の利用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 警戒宣言情報を入手する。 (1) 防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問合せは控える。 11 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 (1) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合わせ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用をさける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自治会・自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	- 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 - 防災知識の普及活動を行う。 (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 - 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 - 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 - 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 - 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民等に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	- テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 - 地域市民等に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	- 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域市民等に対して周知する。 - 地域市民等に対して市民等のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 - 防災資機材等を確認する。 - 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 - 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 1 自衛防災体制の確立 (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 (1) 従業員の防災意識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 4 危険防止対策 (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 7 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。

- 3 危険防止措置を確認する。
 - (1) 施設、設備を確認する。
 - (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。
- 4 出火防止措置を確認する。
 - (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。
 - (3) 消防水利、機材を確認する。
 - (4) 易・可燃性物品を確認する。
- 5 防災資機材等を確認する。

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。
- 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- 7 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。

なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
- 11 電話の使用を自粛する。

県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問合せは控える。
- 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。